

第3次丹波篠山市男女共同参画プラン

基本理念

だれもお互いを尊重し合い、生き生きと輝きながら
自分らしく生きるまち、丹波篠山

令和4（2022）年3月

令和9（2027）年3月改訂

丹波篠山市

はじめに

令和9（2027）年3月

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

目 次

第1章 プランの策定

1 計画の位置づけ	1
2 計画の期間	1
3 国・県・丹波篠山市の動き	2
4 市民意識調査からみる現状と課題	4

第2章 プランの基本的な考え方

1 基本理念と基本目標	8
2 策定方針	8
3 基本目標と施策体系及び持続可能な開発目標（SDGs）との関係	9

第3章 施策の方針と取組内容

基本目標 1 市全体で男女共同参画に取り組むまち	10
推進項目①男女共同参画意識の浸透・定着	10
推進項目②総合的な推進体制の強化	10
基本目標 2 あらゆる分野でだれもが活躍できるまち	11
推進項目③意思決定過程への女性の参画拡大	11
推進項目④女性活躍の推進	12
推進項目⑤ワーク・ライフ・バランスの推進	13
推進項目⑥男性の家庭・地域活動への参画促進	15
推進項目⑦働く場における男女共同参画の推進	15
基本目標 3 性別にかかわらずお互いに尊重し合えるまち	16
推進項目⑧相手を尊重し、思いやる心づくり	16
推進項目⑨多様な人々が安心して生活できる環境の整備	17
推進項目⑩女性への暴力に対する防止対策	17
基本目標 4 だれもが住みやすく、安心して暮らせるまち	17
推進項目⑪互いに支え合う地域づくり	18
推進項目⑫あらゆる暴力に対する防止対策	19
推進項目⑬生涯にわたる健康対策	19
プランの推進	20
成果指標と目標値	21
プランの体系表	22

第4章 丹波篠山市DV対策基本計画

参考資料

1 第3次丹波篠山市男女共同参画プラン策定の経過	39
2 丹波篠山市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱（抄）	40
3 丹波篠山市男女共同参画プラン策定委員会委員名簿	41
4 男女共同参画社会基本法（抄）	42
5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）	46
6 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定 及び職業生活の充実に関する法律（労働施策総合推進法）（抜粋）	53
7 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋）	57
8 国・県の計画	60
9 用語説明	61

第1章 プランの策定

1 プランの位置づけ

このプランは、

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村基本計画とし、本市における男女共同参画社会の形成を推進するために実施する施策の基本的な方向性を示します。
- (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を兼ねています。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条の2に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村基本計画）」を兼ねています。
- (4) 国の「男女共同参画基本計画」や、県の「兵庫県男女共同参画計画」の方針を踏まえ、「第3次丹波篠山市総合計画」を上位計画として、関連する個別計画との整合性を図りながら、今後の方向性を示します。
- (5) 「持続可能な開発目標（SDGs）」の「目標5 ジェンダー平等の実現」等を踏まえた計画とします。
（SDGsとは…2015年9月に国連で開かれたサミットで世界のリーダーにより決められた国際社会の17の共通目標で“誰一人取り残さない社会の実現”が考え方の基本とされています）
- (6) 市民や市内の事業者、地域活動団体、市民活動団体、教育機関と力を合わせて取り組みを進めるものです。

2 計画の期間

令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間とします。

ただし、令和8年度において社会情勢の変化やプランの進捗状況に応じて、プランの見直しを行います。

3 国・県・丹波篠山市の動き

国の動き

政府は、これまで男女共同参画社会への取組のため、昭和50（1975）年に総理府に婦人問題企画推進本部を設置し、昭和52（1977）年に「国内行動計画」を策定しました。昭和60（1985）年には「男女雇用機会均等法」を制定、平成8（1996）年に「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

平成11（1999）年、男女共同参画社会の実現を21世紀の国の社会を決定する最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」を制定し、翌年の平成12（2000）年には、初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」を策定しました。

また、平成13（2001）年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定など、男女共同参画推進に向けた法整備も進めました。平成17（2005）年には「男女共同参画基本計画（第2次）」、平成19（2007）年には、関係閣僚、経済界、労働界の代表者による仕事と生活の調和推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、平成22（2010）年には「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成27（2015）年に制定された「女性活躍推進法」の施行及び令和元（2019）年の同法の改正に基づき、地方自治体における推進計画や特定事業主行動計画の策定、一定規模以上の事業主における一般事業主行動計画（*1）の策定の義務づけなどの施策により、職業生活における女性活躍の推進が重点的に進められています。平成28（2016）年に策定された「第4次男女共同参画基本計画」では、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍が柱に据えられました。

平成30（2018）年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」と「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下、「働き方改革関連法」という。）を制定しました。令和元（2019）年にはセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント防止対策を強化するため、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「労働施策の総合的な推進並びに従業員の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下、「労働施策総合推進法」という。）」を改正し、女性の参画拡大に向けての基盤整備が進められています。

令和2（2020）年に策定された、「第5次男女共同参画基本計画」では、あらゆる分野における女性の参画拡大が柱に据えられ、令和6年に策定された「第6次男女共同参画基本計画」では、5次計画の取組を引き続き進めるとともに、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現につながるよう、男女共同参画の取組を進めることとしています。

（*1）一般事業主行動計画：ここでは「女性活躍推進法」に基づくものを指す。雇用主としての民間企業等（一般事業主）は、「女性活躍推進法」に基づき、女性の活躍状況の把握・分析を行い、数値目標や取組内容等を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定するものとされている。常時雇用する従業員が301人以上の一般事業主は、行動計画の策定・届出及び公表・周知が義務づけられている。令和元（2019）年の法改正により、常時雇用する従業員が101人以上の一般事業主にも、令和4（2022）年度より同様に義務づけられることとなった。

県の動き

兵庫県は、平成4（1992）年に女性施策の展開拠点として「県立女性センター」（平成14年に「県立男女共同参画センター」に改称）を設置しました。平成13（2001）年に、「ひょうご男女共同参画プラン21（第1次兵庫県男女共同参画計画）」を策定、平成18（2006）年に「後期実施計画」を策定しました。また、平成14（2002）年には「男女共同参画社会づくり条例」を制定し、県民、地域活動団体、企業、行政等の参画と協働により取組を進めてきました。

平成23（2011）年に、「新ひょうご男女共同参画プラン21（第2次兵庫県男女共同参画計画）」、平成28（2016）年に、「ひょうご男女いきいきプラン2020（第3次兵庫県男女共同参画計画）」を策定し、女性活躍推進法第6条に基づく「都道府県推進計画」として位置づけました。令和3（2021）年には「活力ある兵庫の実現」と「兵庫への定着」の観点を追加した第4次兵庫県男女共同参画計画となる「ひょうご男女いきいきプラン2025」を策定、令和8（2026）年には、「ひょうご男女いきいきプラン2030（第5次兵庫県男女共同参画計画）」を策定し、社会情勢の変化、人々の生活様式や価値観の変化等にも対応しながら、さらなる取組を進めることとしています。

丹波篠山市の動き

丹波篠山市では、四町合併後の平成11（1999）年4月、政策部企画課に女性政策係が置かれ、平成13（2001）年度には、庁内に女性政策推進本部を設置（平成18年に男女共同参画推進本部と改称）し、女性政策の振興に関する諸施策を推進しました。

平成14（2002）年3月、男女共同参画推進法に基づいた第1次の「篠山市男女共同参画プラン」を策定、平成15（2003）年4月には、西紀支所2階に人権推進部男女共同参画センターを設置し、女性相談や啓発事業に取り組みました。

平成17（2005）年度には、地域活動への女性の参画と自治会内での女性登用、男女共同参画を進めるため、「男女共同参画推進員」の設置を各自治会に依頼しました。

その後、平成19（2007）年3月には第1次プラン後期計画を策定し、プランの愛称を公募、「男女は平等に」という意味のフィフティフィフティという言葉から「フィフティプラン」と名付けました。

平成20（2008）年4月には、人権推進課男女共同参画係を設置、平成24（2012）年には、後期計画の終了にともない第2次篠山市男女共同参画プランを策定しました。

また、平成27（2015）年に制定された女性活躍推進法に基づき、市役所内での女性管理職の登用や働きやすい職場環境づくりに取り組みました。

第2次プランでは、市政への女性の参画を図るため、各種審議会等への女性委員の比率目標を30%とし、令和4年には目標を上回る40%を達成しました。令和4（2022）年には、令和13（2031）年度までの10か年を計画期間とする第3次丹波篠山市男女共同参画プランを策定し、令和5（2023）年には、丹波篠山市民センター内に男女共同参画センターを開設しました。今後も着実に男女共同参画社会を実現していくためプランの推進に努めることとしています。

4 市民意識調査からみる現状と課題

令和7（2025）年に実施した「丹波篠山市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果からみる現状と課題の概要は、次のとおりとなりました。

市民意識調査の概要

1 調査の目的

丹波篠山市では、あらゆる分野への男女共同参画を進めるために、令和4年3月、「第3次丹波篠山市男女共同参画プラン（フィフティプラン）」を策定しました。

この第3次プランが令和8年度で中間年度となることにともない、策定から現在までの経過状況を確認し、終了年度である令和13年度に向けたこれからの5か年における計画の中間見直しを行うための基礎資料とすることを目的に意識調査を実施しました。

2 調査地域 丹波篠山市全域

3 調査対象 丹波篠山市に居住する満18歳以上の市民 （令和7（2025）年9月1日現在）

4 標本数 2,000人

5 抽出方法 住民基本台帳から年齢階層別に無作為抽出

6 調査方法 質問紙法（無記名自記式）

配布は郵送、回答は郵送またはインターネット

7 調査期間 令和7（2025）年9月25日～10月31日

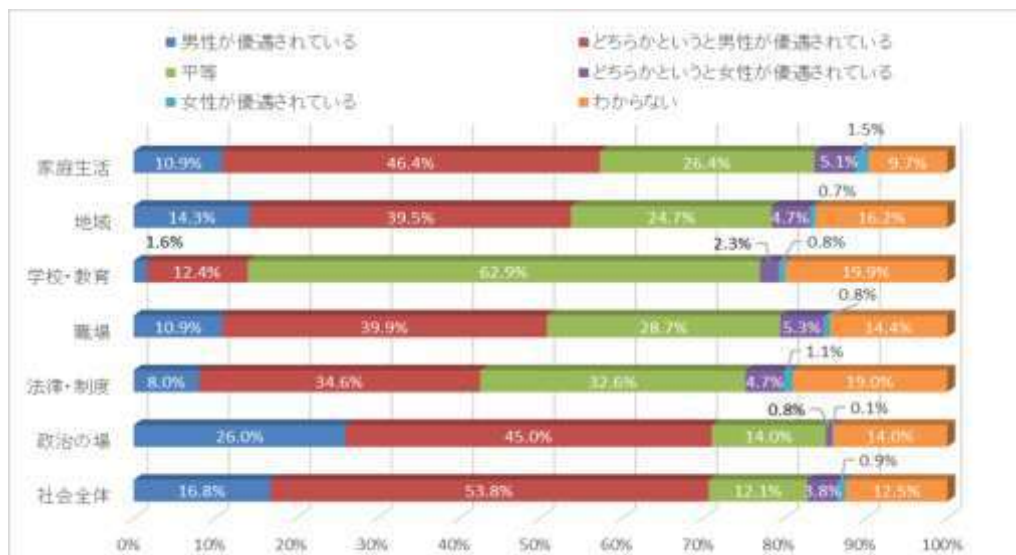
8 有効回収数 742件

9 有効回収率 37.1%

市民意識調査の結果からみる現状と課題

■社会の各分野における男女の平等感について

今回の調査で、「今の社会において男女の関係はどうなっていると思いますか」の問いの回答結果を見ると、「学校・教育」では平等と感じる人が多い一方で、「政治の場」、「社会全体」では、男性が優遇されているとの認識が強く見られます。また、あらゆる分野において、男性が優遇されていると感じる人の割合は、男性よりも女性の方が高くなっています。



また、「次のことについて、夫婦でどのように分担するのがよいと思いますか」という問いに対し、子育て、介護など家庭生活について、「生活費の確保」で男性が中心となる一方で、「家事」や「家計管理」では女性が中心になっており、前回調査結果と比べても、その傾向は変わっていません。しかし「生活費の確保」で「夫婦同程度」の割合は、前回調査より7ポイント増加しており、女性の社会進出が進み、共働き家庭が増加したことが要因として考えられます。

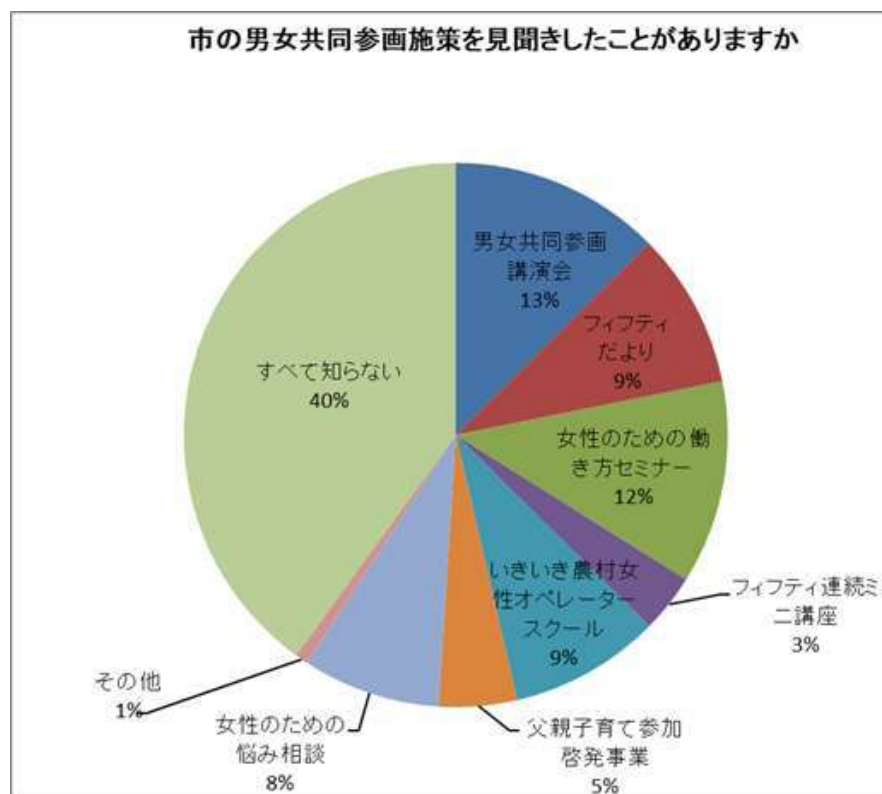
また、男性が家事や子育て、介護などをすることにに対する抵抗感については、「すべてに抵抗感はない」の割合が全体で55.9%となっています。性別にみると、女性の割合が62.9%と、男性の45.2%よりも17.7ポイント高い結果となっています。男性はすべての項目において女性よりも抵抗感を感じていることが伺えます。

今後、男性が家事、介護、地域活動に積極的に参加するために必要なことについて、男女ともに「当事者（夫婦間）の考え方を尊重し、まわりの人が固定的な観念などを押しつけない」の割合が最も高くなっています。

これらの結果から、引き続き、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という根強い固定的な役割分担意識を払拭し、男女共同参画意識の浸透・定着を促進する必要があります。

■市の男女共同参画施策に関する認知度について

「男女共同参画講演会」が12.6%、「女性のための働き方セミナー」が12.1%、「フィフティだより」が9.3%、「いきいき農村女性オペレータースクール」が9.0%、「女性のための悩み相談」が8.2%、「父親子育て参加啓発事業」が4.6%でした。また「すべて知らない」が40.0%を占めており、今後さらに広報啓発の強化が求められます。広報紙をあまり見ない世代に対しては、ホームページやSNSを活用したアプローチが必要です。



これまでの取組の成果や課題、市民意識調査の結果等から、今後、男女共同参画社会の実現に向け、取り組むべき課題として以下のような項目が挙げられます。

課題1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

市民意識調査の結果では、社会の各分野における男女の平等感は依然として低い状況です。また、固定的な性別役割分担意識も根強く残っています。人々の意識の中で形成された社会通念や慣習、しきたりなどの影響が大きいと考えられます。一人一人の意識を改革し、様々な主体が責任を果たしながら、男女共同参画社会の実現に向けた行動を起こすことが必要です。

課題2 あらゆる分野への女性の参画拡大

地域活動、働く場などそれぞれの分野で活躍する女性は徐々に増えてきていますが、自治会役員や事業所、管理職など意思決定の場における女性の割合は依然として低い水準です。

(令和7年4月1日現在)

項 目	総数	うち女性数	女性比率	策定時 (R3. 4. 1)
市議会議員	18人	6人	33.3%	23.5%
自治会長	262人	4人	1.5%	1.1%
審議会等委員	1,118人	447人	40.0%	40.0%
農業委員会委員	19人	4人	21.1%	5.3%

本格的な人口減少社会を迎え、高齢化率が35%を超える状況の中、活力ある社会を持続するためには、経済活動、地域活動などあらゆる分野において、女性が自らの意思によりその個性と能力を発揮し、男性とともに活躍できる社会をつくる必要があります。

市民意識調査の結果では、男性も女性も「家庭生活を優先したい」や、「仕事と家庭生活を優先したい」という希望があるものの、男性は仕事、女性は家庭生活を優先している状況です。女性が活躍できる職場環境を整えるとともに、男女がともに責任を分かち合いながら仕事、家事、育児、介護などにおいて活躍できるよう、柔軟な働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスを推進することが必要です。

課題3 性別にかかわらずお互いに尊重し合える社会

市民意識調査の結果では、実際に、暴力(DV)を受けたことがある人の割合は7.3%で、現在も暴力を受けている人は0.7%となっています。そのうち、76.3%が相談していないという結果であり、相談したくてもできなかった状態がうかがえます。また、公的な機関や専門機関にはほとんどつながっておらず、県や市などの公的相談機関に相談した人の割合は4.3%と少ない状況です。より一層の窓口の周知徹底、相談しやすい仕組みづくり等、ニーズに合った窓口体制の整備が必要です。

また、性的マイノリティについての考えやイメージについて、「個人の人権とし

て理解・尊重すべきである」の割合が最も高く、次いで、「性の多様性として認めるべきである」「偏見や差別を心配して、隠している人が多いと思う」の割合が高くなっています。また、理解を進めるために必要なこととして、「児童・生徒・学生への啓発」の割合が最も高くなっています。

丹波篠山市のDV相談件数

課 名	令和7年度件数	令和2年度件数
社会福祉課	0件	9件
長寿福祉課	2件	6件
人権推進課（延べ件数）	23件	7件

課題4 だれもが安心して生活できる社会

互いに支え合う地域づくりのためには、地域における男女共同参画が必要です。市民意識調査の結果、「学校・地域について」の役割分担では、「夫婦同程度」が最も高くなっていますが、「主に夫」の割合に対し、「主に妻」の割合が多くなっています。これは、地域における役職のことではなく、地域活動等の出役について「妻が出ればよい」という回答と読み取れます。

また、児童、高齢者、障がい者への虐待も顕在化しており、これらあらゆる暴力の根絶に取り組むとともに、だれもが生涯を通じて健康で安心して生活できる社会の構築が必要です。

（令和7年4月1日現在）

項目	総数	うち女性数	女性比率	策定時（R3.4.1）
市町村防災会議	27人	9人	33.3%	33.3%
防災士	128人	19人	14.8%	11.3%

第2章 プランの基本的な考え方

1 基本理念と基本目標

基本理念

だれもがお互いを尊重し合い、生き生きと輝きながら

自分らしく生きるまち、丹波篠山

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。

本市では、男女共同参画社会を確立し、性別にかかわらず、「だれもがお互いを尊重し合い、生き生きと輝きながら自分らしく生きるまち、丹波篠山」を目指します。

基本目標

基本目標 1 市全体で男女共同参画に取り組むまち

基本目標 2 あらゆる分野でだれもが活躍できるまち

基本目標 3 性別にかかわらずお互いに尊重し合えるまち

基本目標 4 だれもが住みやすく、安心して暮らせるまち

あらゆる分野での男女共同参画を進めるとともに、多様化する課題に対応するため4つの目標を定めました。安心して暮らせるまち、さらにまちづくりの活性化を進めます。

2 策定方針

本プランは、目指すべき社会像及び最近の社会情勢を踏まえるとともに、市民意識調査や前プランの取組結果を受けて、今後10年間に実施する施策の基本的な方向と具体的な取組をまとめるもので、かつ実効性のあるものとします。

プランにおける施策目的を明確化し、効果的なプランの推進を図るため、基本目標を4つに分けて体系化するとともに、各分野における成果指標を設定します。

3 基本目標と施策体系及び持続可能な開発目標（SDGs）との関係

基本目標	推進項目	取組項目
1市全体で男女共同参画に取り組むまち	①男女共同参画意識の浸透・定着	1意識浸透を進める広報・啓発活動の充実 2多様な選択を可能にする男女共同参画の視点に立った教育の推進 3次代を担う若年層への啓発の充実
   	②総合的な推進体制の強化	4男女共同参画センターの拠点設置の検討 5男女共同参画推進員の活動連携強化 6男女共同参画審議会・運営委員会の一元化 7情報が地域全体に届く体制づくり 8庁内DV対策連携会議の設置とDV対策基本計画策定(P28～DV対策基本計画) 9庁内推進体制の充実
2あらゆる分野でだれもが活躍できるまち (女性活躍推進基本計画)	③意思決定過程への女性の参画拡大	10審議会、管理職等における女性の登用の推進 11市管理職への女性の登用 12政治分野における女性の参画拡大
     	④女性活躍の推進	13農の分野における女性のチャレンジ支援 14女性のネットワークづくりへの支援 15女性の起業や再就職のための環境整備 16女性活躍(エンパワーメント)の推進
	⑤ワーク・ライフ・バランスの推進	17一人一人の働き方の見直しの推進 18仕事と家庭を両立できる職場環境の整備 19多様な働き方への支援 20男性の家庭参画の推進 21子育て環境の充実 22介護環境の充実
	⑥男性の家庭・地域活動への参画促進	23家事や育児、介護等の生活スキルの習得支援 24働き方の見直しや家庭参画への意識啓発 25男性の育児休業取得を推進するための気運醸成
	⑦働く場における男女共同参画の推進	26職場の処遇改善 27各種ハラスメントの防止対策の推進
3性別にかかわらず互いに尊重し合えるまち (DV対策基本計画)	⑧相手を尊重し、思いやる心づくり	28意識改革を進める啓発活動の展開
  	⑨多様な人々が安心して生活できる環境の整備	29子どもへの教育の充実 30命の教育、性的マイノリティへの理解促進 31生涯学習の充実
	⑩女性への暴力に対する防止対策	32配偶者・パートナーからの暴力の防止対策の推進(P28～DV対策基本計画)
4だれもが住みやすく、安心して暮らせるまち	⑪互いに支え合う地域づくり	33男女の地域活動への参加、参画の推進 34互いに支え合う地域の推進 35防災活動における男女共同参画の推進 36災害時(コロナ禍含む)の弱い立場の人への配慮 37高齢者、障がい者、外国人等が安心して生活できる環境の整備
    	⑫あらゆる暴力に対する防止対策	38児童・高齢者・障がい者への虐待の防止対策等の推進 39命の教育、性の尊重の推進
	⑬生涯にわたる健康対策	40心身の健康づくりへの支援

※国際的かつ社会全体で取り組むべき課題であるSDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、各ゴールと本計画の基本目標との対応関係を示します。

第3章 施策の方針と取組内容

基本目標1 市全体で男女共同参画に取り組むまち

方針

一人一人の人権が尊重され、性別による差別的な取り扱いを受けることのないジェンダー平等を実現し、それぞれの意思や価値観に基づき、だれもが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

推進項目① 男女共同参画意識の浸透・定着

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識に持つ偏見をなくし、自らの意思で生き方を選択できる多様性に富んだ男女共同参画社会の実現に向けて、だれもが協力し合って取り組めるよう意識改革を進めます。

	取組内容		所管等
1	意識浸透を進める 広報、啓発活動の 充実	・男女共同参画についての学習機会を提供します。 ・情報紙やチラシ、市ホームページやSNS等を利用して情報を発信します。	人権推進課(継続)
2	多様な選択を可能にする男女共同参画の視点に立った教育の推進	・多様な生き方の中から自らの生き方を考えられる力を養います。 ・個性や能力をいかす教育を推進します。	学校教育課(継続) 人権推進課(新規)
3	次代を担う若年層への啓発の充実	・発達段階に応じた人権教育を推進します。 ・子ども多文化共生教育を充実します。	学校教育課(継続) 人権推進課(新規)

推進項目② 総合的な推進体制の強化

男女共同参画社会を実現するためには、市民や団体、行政などが協力しあい一体となって取り組み、市民活動などを活性化させることが重要です。

その大きな柱となるのが、体制・組織の機能強化と拡充です。そのためには、推進体制の大もととなる男女共同参画審議会や、男女共同参画センターの整備が必要です。

また、男女共同参画推進員の活動連携強化を図り、地域を支える自治会やまちづくり協議会などのコミュニティ組織の連携や支援を進めます。

	取組内容		所管等
4	男女共同参画センターの拠点設置の検討	・男女共同参画社会の実現に向けた、情報提供、講座・研修事業、相談事業等の総合的な実施のため、市民が行きやすい拠点と体制を検討します。	人権推進課(新規) 総務課(新規)

5	男女共同参画推進員の活動連携強化	・地域での男女共同参画推進員の役割と活動を明確化し、より効果的に男女共同参画の推進ができるよう連携、支援します。	人権推進課(継続) 地域振興課(新規)
6	男女共同参画審議会・男女共同参画センター運営委員会の一元化	・市が設置する男女共同参画審議会・運営委員会を統合し、効率的な話し合いの場で活発な事業展開が図れるように協議検討します。	人権推進課(継続)
7	情報が地域全体に届く体制づくり	・若年層や団塊の世代等の世代によって、あるいは性別によって、男女共同参画に関する意識や課題は様々であるため、事業所や学校、市民活動団体等と連携し、それぞれに応じた効果的な広報や啓発を行える体制を整えます。	人権推進課(新規)
8	庁内DV対策連携会議の設置とDV対策基本計画策定	・庁内DV対策連携会議を設置します。 ・丹波篠山市DV対策基本計画を策定します。	人権推進課(新規) 社会福祉課(新規) 長寿福祉課(新規)
9	庁内推進体制の充実	・市職員の意識を高めるため、職員対象の男女共同参画研修や職場学習会を開催します。	総務課(継続)

基本目標2 あらゆる分野でだれもが活躍できるまち

方針

すべての女性が自らの意思によって生き方を選択し、人生の各段階や、職場、家庭、地域等において、その個性と能力を十分に発揮できるよう、社会全体の意識醸成を図るとともに、あらゆる場面における女性の参画拡大を進めます。

推進項目③ 意思決定過程への女性の参画拡大

多様性に富んだ活力ある経済社会を構築し、将来にわたって持続させるため、人材の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点から、あらゆる分野において女性の参画拡大を進めます。

本格的な人口減少社会を迎える中、活力ある社会を維持していくためには、多様な視点や価値観、創意工夫をもたらす女性の活躍がこれまで以上に必要です。平成30(2018)年の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行や、令和元(2019)年の「女性活躍推進法」の改正など、あらゆる場面において女性の参画拡大を進める機運が高まっています。

しかし、さまざまな分野で女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、企業や行政などの社会的組織において、政策・方針決定の場に参画する女性の数はいまだ少なく、依然として低い水準にとどまっています。これには、社会制度や慣行、固

定的な性別役割分担意識、偏見等に起因した社会的状況の格差などの要因がかかわっていると考えられます。

	取組内容		所管等
10	審議会、管理職等における女性の登用の推進	・市政に関する重要な政策方針等を策定する審議会等への女性委員の登用を進めます。 ・女性の管理職への登用等、事業所の自発的な取組や制度の重要性を周知します。	人権推進課(継続) 商工観光課(新規)
11	市管理職への女性の登用	・女性職員が個々の能力を十分に発揮できるよう、能力開発の機会を提供します。	総務課(継続)
12	政治分野における女性の参画拡大	・政治分野に参画する女性人材を育成します。	人権推進課(新規)

推進項目④ 女性活躍の推進

女性が自己の意思に基づき、幅広い就労の場で活躍できるように支援します。事業所が女性の活躍に向けた取組を円滑かつ効果的に実施できるよう、必要な環境の整備等を支援します。

令和3年2月、「丹波篠山の黒大豆栽培」が日本農業遺産に認定されました。丹波篠山市農都創造計画に掲げているとおり、私たちは先人が築いてきた、かけがえのない市民共有の財産「農の都」を次の世代に引き継がなければなりません。基幹産業である農業の活力を高めるためにも、さらに女性の能力が発揮されるよう、農業生産だけでなく、特産農産物を活用した加工開発、地域交流、直売活動など農業経営や社会活動に広く女性が参画するよう進めます。

仕事と子育ての両立や、キャリア形成の中での悩みの相談や、情報交換等を行うネットワークづくりにも取り組みます。

	取組内容		所管等
13	農の分野における女性のチャレンジ支援	・農業に携わる女性の活躍推進を図り、農業経営に参画できるよう各種研修会への女性の参加を促進し、人材を育成します。 ・丹波篠山市農村女性組織連絡会の活動を支援し、女性の農業参画への関心を高める取組を検討します。	農都政策課(継続) 農業委員会事務局(継続)
14	女性のネットワークづくりへの支援	・女性団体の育成や、活動、交流を支援します。	人権推進課(継続) 地域振興課(新規)
15	女性の起業や再就職のための環境整備	・仕事や新しい活動をはじめたい、在宅ワークなどを希望する女性のための個別相談や、働き方セ	人権推進課(継続) 商工観光課(継続) 創造都市課(新規)

		ミナー、起業カフェ等を開催するとともに、資金融資や支援助成金制度に関する情報を提供します。 ・関係機関が実施する就労相談や起業家セミナー、交流会、就職説明会等の情報を提供します。 ・商工会やハローワークなど関係機関と連携し、雇用・労働に関する法制度の周知・啓発を行います。	
16	女性活躍 (エンパワーメント) の推進	・リーダーとしての能力の養成や、キャリア形成、スキルアップ等、女性が自ら力をつける機会を提供します。 ・女性が主体的に農業に携わり、担い手として能力を発揮できるよう、研修会の実施や実践事例の紹介などを行います。	人権推進課(継続) 商工観光課(新規) 農都政策課(継続)

推進項目⑤ ワーク・ライフ・バランスの推進

だれもが自らの希望に応じた働き方を選択し、仕事と家庭の両立ができるよう、事業主及び労働者に対する意識啓発に努めます。多様な生き方や働き方を選択できるよう、子育て支援や介護施策の拡充も含めた総合的な社会環境の整備を進めます。

事業所と連携し、多様で柔軟な働き方ができる職場環境の整備を進めます。

	取組内容		所管等
17	一人一人の働き方の見直しの推進	・仕事中心のライフスタイルの見直し等、ワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発します。 ・広報誌や情報誌など様々な媒体を通じて、「働き方改革」や制度等の周知を図るとともに、商工会などの関係機関と連携して情報提供を行います。	人権推進課(新規) 商工観光課(新規)
18	仕事と家庭を両立できる職場環境の整備	・関係機関と連携して意識改革を進め、働き方改革や制度の充実等、職場環境の整備を進めます。	人権推進課(継続) 商工観光課(継続)

19	多様な働き方への支援	・起業やリモートワークの活用等、多様な働き方に対応する就労支援を行います。 ・ひとり親家庭の母・父が、仕事と子育てを両立し、経済的に自立できるよう、相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導、また職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	人権推進課(継続) 商工観光課(新規) 社会福祉課(継続)
20	男性の家庭参画の推進	・家事、子育て、介護等、家庭への男性の積極的な参画を推進するため、意識啓発や交流の場を提供します。	人権推進課(継続) 社会福祉課(継続) 長寿福祉課(継続) 健康課(継続)
21	子育て環境の充実	・「第3期子ども・子育て支援事業計画」を推進します。 ・就労形態の多様化等による保護者ニーズに対応するため、延長保育や学童保育、病児保育を行います。 ・安心して児童を預けられる環境を整えることで、女性の就労及び社会進出を促します。 ・子育て家庭の交流や子育てに関する講座、季節に合ったイベントなどを開催します。 ・子育て中の母親が情報や知識を共有できる場、悩みごと相談ができる場、起業に向けて挑戦できる場を提供します。 ・女性が安心して子どもを生み育てることができるよう、地域での孤立防止、虐待予防のため、市内すべての妊婦に対して、一人の担当助産師の訪問等による、きめ細やかな寄り添い支援(My助産師による産前産後継続ケア事業)を実施します。	子育て企画課(継続) 保育教育課(継続) 社会福祉課(継続) 健康課(継続) 学校教育課(継続) 教育研究所(継続) 社会福祉協議会(継続)
22	介護環境の充実	・「第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」において推進します。 ・高齢者が住み慣れた地域での生	長寿福祉課(継続)

		活を維持、継続できる環境を目指すとともに、介護する側の負担軽減や介護離職ゼロの実現を目指します。	
--	--	--	--

推進項目⑥ 男性の家庭・地域活動への参画促進

あらゆる世代の、特に男性による男女共同参画推進の機運を高めるため、固定的な性別役割分担意識にとらわれない家庭環境づくりを推進します。

女性の活躍を推進し、男女が仕事も家庭もともに担うことができるよう、生活全般についての意識の見直しを進めます。

事業所や関係機関と連携し、多様で柔軟な働き方ができる職場環境の整備を進めます。

	取組内容		所管等
23	家事や育児、介護等の生活スキルの習得支援	・男性の育児参加への意欲を高めるための子育て学習講座並びに相談事業を実施します。 ・中高年の男性を対象に、食に対する基本的な知識と簡単な自炊の仕方を身につけ、健康に対しての知識・関心を高めることで「食」の自立と元気な高齢者をめざします。 ・性別や年齢を問わず介護中の方や介護に関心のある方を対象に、身体介護の方法や認知症の方への対応等について学ぶ機会や介護者同士で語り合う場を設け、介護負担を軽減します。	社会福祉課(継続) 健康課(継続) 長寿福祉課(新規)
24	働き方の見直しや家庭参画への意識啓発	・関係機関と連携して意識改革を進め、働き方改革や制度の充実等、職場環境の整備を進めます。	人権推進課(継続) 商工観光課(新規)
25	男性の育児休業取得を推進するための気運醸成	・男性の育児休業取得について、各種支援制度の周知と意識啓発を進めます。	人権推進課(新規) 総務課(新規) 商工観光課(新規)

推進項目⑦ 働く場における男女共同参画の推進

女性の活躍を推進し、男女が仕事も家庭もともに担うことができるよう、事業所や関係機関と連携し、多様で柔軟な働き方ができる、だれもが働きやすい職場環境の整備を進めます。

	取組内容		所管等
26	職場の処遇改善	・仕事と子育ての両立を支援する	人権推進課(継続)

		ため、育児休業等が取得しやすい職場環境づくりに努めます。 ・商工会やハローワークなど関係機関と連携し、時間外勤務時間の短縮や、育児・介護休業制度が取得しやすくなるよう、各種支援制度や活用事例の紹介も含めた啓発を行います。	総務課(新規) 商工観光課(新規)
27	各種ハラスメントの防止対策の推進	・セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等、各種ハラスメントの防止対策について、周知と意識啓発を進めます。	人権推進課(継続) 総務課(新規) 商工観光課(新規)

基本目標3 性別にかかわらずお互いに尊重しあえるまち

方針

だれもお互いを尊重し、思いやりの心を持ち、暴力のないよりよい社会づくりに向け、啓発活動や学習の機会を提供します。

暴力は、その対象となる性別や間柄を問わず、決して許されるものではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者等からの暴力を防止するための意識啓発や、関係機関との連携を図りながら、被害者支援体制の充実を図ります。

(丹波篠山市DV基本計画)

推進項目⑧ 相手を尊重し、思いやる心づくり

性別にかかわらず、お互いを尊重し思いやる気持ちを持つことで、市民の行動が変わります。そのために、あらゆる機会・媒体を通して広報と教育、意識啓発に取り組めます。

	取組内容		所管等
28	意識改革を進める学習及び啓発活動の展開	・男女共同参画週間や人権週間などのあらゆる機会を通じ、男女共同参画に関する広報・啓発を行います。 ・道徳教育、人権教育、情報モラル教育などにより、人間形成の基盤となる豊かな情操と道徳性を培い、子どもたちが主体的に判断し適切に行動する力を育成します。	人権推進課(継続) 学校教育課(新規) 教育研究所(新規)
29	子どもへの教育の充実	・家庭での教育力を向上し、家庭教育を通じた男女共同参画意識の向上を進めます。 ・乳幼児期からの子どもの発達段階に応じ、男女共同参画の習慣づ	人権推進課(新規) 子育て企画課(新規) 保育教育課(新規) 学校教育課(新規)

		くりを行います。 ・主体的で多様な選択を可能にする職業観を育む教育を進めます。	
--	--	---	--

推進項目⑨ 多様な人々が安心して生活できる環境の整備

だれもが自立し充実した生活を送り、将来を見通して自己形成ができるよう、人権の尊重やジェンダー平等を含めた男女共同参画の教育・学習を実施します。

性的マイノリティに関する理解を促進します。

	取組内容	所管等
30	命の教育、性的マイノリティへの理解促進 ・家庭、学校園、地域等と連携して、性教育、健康教育、情報活用教育の充実を図り、命の大切さを学ぶ機会を提供します。 ・性的マイノリティ等、性の多様性に関する理解を促進するとともに、互いに尊重し認め合う共生の心を育む人権教育・学習を進め、意識啓発を図ります。	学校教育課(新規) 保育教育課(新規) 健康課(継続) 人権推進課(継続)
31	生涯学習の充実 ・高齢者大学等、社会的課題に対応するための人権学習や男女共同参画研修等の機会を提供します。	人権推進課(継続) 社会教育課(継続)

推進項目⑩ 女性への暴力に対する防止対策

配偶者等からの暴力（DV）の根絶に向け、暴力の防止や被害者の保護等を推進し、だれもが安心して生活できる環境を整備します。

	取組内容	所管等
32	配偶者・パートナーからの暴力の防止対策の推進 ・関係機関相互の連携を強化し、暴力を許さない意識啓発と防止対策を進めます。 ・地域全体での見守り等を推進し、配偶者等からの暴力や虐待を発見したときの通報制度や相談機関等を周知します。 ・関係機関と連携して、DV被害者の総合的な生活上の支援を行います。	人権推進課(継続) 社会福祉課(継続) 長寿福祉課(継続)

基本目標 4 だれもが住みやすく、安心して暮らせるまち

方針

男性、女性それぞれの視点を活かし、地域の防災力の強化を図ります。また、生涯を通じた健康支援、あらゆる暴力に対する防止対策を推進します。

高齢者や障がい者とその家族や支援者等が安心して暮らせる地域社会を目指した環境整備に努めます。

様々な状況や立場に置かれている人々が、生活の中で生きづらさを感じることがなく、だれもが安心して暮らせるよう、各種の支援を充実します。

推進項目⑪ 互いに支え合う地域づくり

少子高齢化の進行に伴い、身近な生活の場である地域社会では、男女がともに地域での活動を担っていくことが喫緊の課題になっています。自治会活動における方針決定過程に女性の意見や考え方を反映できるよう、男女の意識改革の促進と役員への女性登用に係る「しくみ」づくりを支援します。また、様々な地域活動において、だれもが共に活躍できるよう、人材や団体等の育成に取り組みます。

	取組内容		所管等
33	男女の地域活動への参加、参画の推進	・自治会長会等に対して、女性役員登用に向けた働きかけと情報提供を行います。	人権推進課(新規) 地域振興課(新規)
34	互いに支え合う地域の推進	・日頃の見守りを通して、孤立の防止と高齢者等が抱える福祉課題を発見し、地域で解決に向けた協議の場を持ちます。自治会やまちづくり協議会、民生委員児童委員協議会、福祉委員連絡会を中心に、地域の福祉課題を共有し、解決に向けた取り組みについて話し合います。 ・手助けしてほしい人とお手伝いをしたい人を登録し、家事の手伝いや見守り活動により、高齢者が自宅で安心して生活できるよう見守り支援サポーターを養成します。	長寿福祉課(継続) 健康課(継続) 社会福祉協議会(継続)
35	防災活動における男女共同参画の推進	・県が実施する「ひょうご防災リーダー養成講座」に多くの市民の参画を促し、男性、女性それぞれの視点を活かし、地域の防災力の強化を図ります。 ・女性消防団員や女性防災士の増加に向けて活動強化を行い、さらなる市民に対する防災・防火・減災等の啓発活動を行います。	市民安全課(新規)
36	災害時(コロナ禍含む)の弱い立場の人への配慮	・女性の視点を活かし、弱い立場の人に配慮した避難所の設営や災害対策に努めます。	市民安全課(新規)
37	高齢者、障がい者、	・高齢者、障がい者の自立や社会参	長寿福祉課(継続)

	外国人等が安心して生活できる環境の整備	画を支援します。 ・地域に暮らす外国人との相互理解、国際理解を深めるための交流の機会を提供します。	社会福祉課(継続) 学校教育課(継続) 商工観光課(新規)
--	---------------------	--	-------------------------------------

推進項目⑫ あらゆる暴力に対する防止対策

児童・高齢者・障がい者虐待等、あらゆる暴力の根絶に向け、暴力の防止や被害者の保護等を推進し、だれもが安心して生活できる環境を整備します。

	取組内容		所管等
38	児童・高齢者・障がい者への虐待の防止対策等の推進	・関係機関相互の連携を強化し、あらゆる暴力を許さない意識啓発と虐待防止対策を進めます。 ・地域全体での見守り等を推進し、暴力や虐待を発見したときの通報制度等を周知します。	人権推進課(継続) 社会福祉課(継続) 長寿福祉課(継続)
39	命の教育、性の尊重の推進	・家庭、学校園、地域等と連携して、性教育、健康教育、情報活用教育の充実を図り、命の大切さを学ぶ機会を提供します。 ・性的マイノリティ等、性の多様性について意識啓発を進めます。	人権推進課(新規) 学校教育課(新規) 保育教育課(新規) 健康課(新規)

推進項目⑬ 生涯にわたる健康対策

だれもが生涯を通じて健やかに過ごせるよう、互いの違いを十分に理解し合い、人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進に努められるよう支援します。

	取組内容		所管等
40	心身の健康づくりへの支援	・心と身体健康維持やメンタルヘルス対策などの意識啓発を進めます。 ・女性特有の健康課題に対する主体的な検診受診や健康管理を支援します。 ・安心して出産できる環境の整備を進めます。 ・がん患者の心理的・経済的負担の軽減、就労等社会参加の促進等、療養生活の質の維持向上を図ります。 ・「生理の貧困」に対応するため、生理用品を無償配布するとともに、その背景に隠されている様々な困りごとの相談に応じます。 ・要介護状態とならないようフレイル予防に取り組み、また要介護状	健康課(継続) 社会福祉課(継続) 長寿福祉課(新規) 医療保険課(新規) 人権推進課(新規) 市民安全課(新規)

		態の軽減や重度化を予防するために、保健事業と一体的に介護予防事業を推進し、健康寿命の延伸を図ります。	
--	--	--	--

プランの推進

(1) 庁内推進体制

本プランには、行政の取り組むべき77の具体的施策が位置づけられています。

これらの具体的施策の推進にあたっては、各課が責任を持ち、関係課と連携のもとそれぞれの事業を実施していきます。

そして、具体的施策は様々な分野にわたることから、庁内の関連部局との連携・調整を密にし、事業を円滑に実施するため、また、全庁的・総合的な視点で本プランの方向性を調整するため、人権推進課を事務局としてプランの主体的な推進を担います。

また、学識経験者や市民等から構成される「丹波篠山市男女共同参画審議会」を設置し、プランの進捗状況や施策のあり方等について意見を聴取し、施策の充実に努めます。

本プランの着実な推進と成果の見える化を図るため、施策の実施状況を明らかにし、広く市民に公表します。

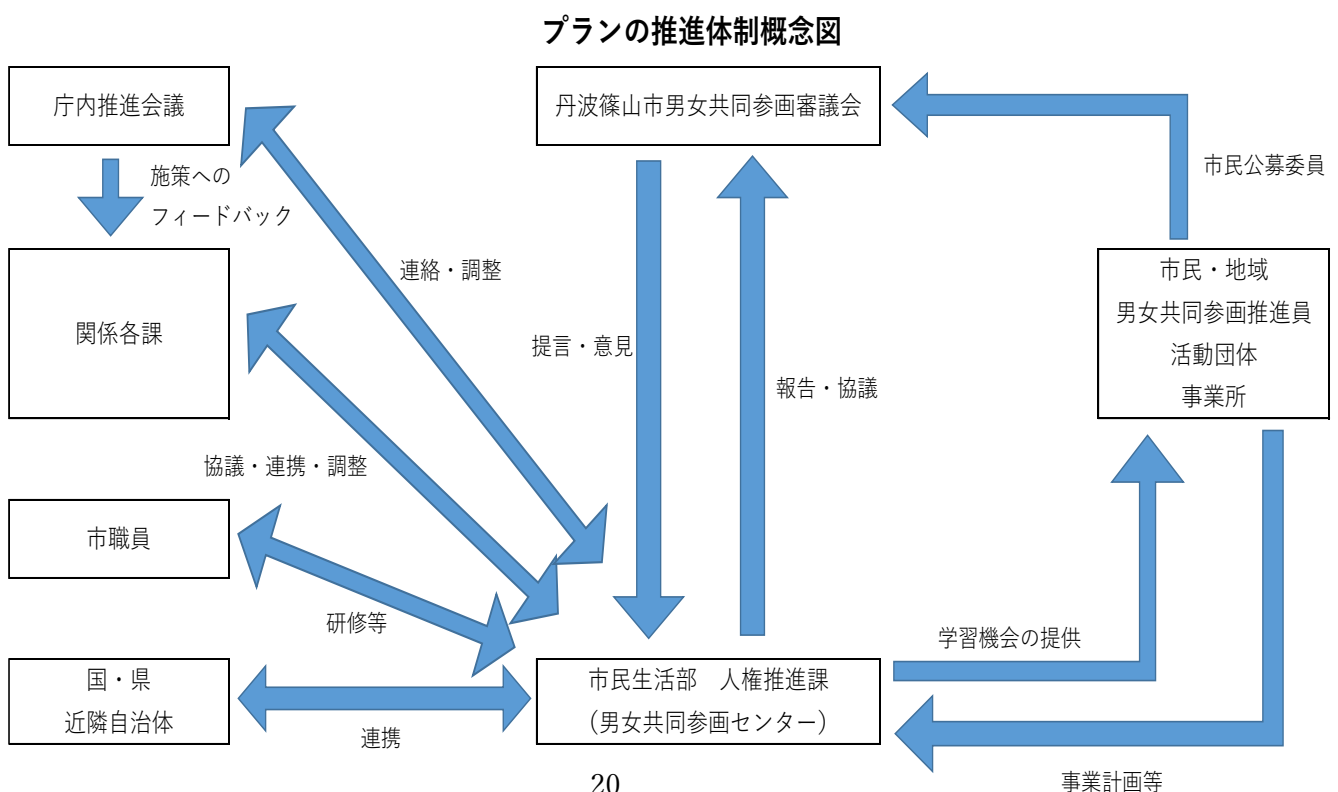
(2) 市民・地域活動団体・事業所等との連携

男女共同参画社会の実現は、行政だけで達成できるものではありません。

市は、市民や地域活動団体、事業所等と連携して、男女共同参画社会の実現を目指します。課題解決に向けて情報を共有し、協働により施策を進めます。

(3) 国・県等関係機関との連携

国・県、関係機関、近隣自治体との連携を強化し、より充実した男女共同参画施策を進めます。



成果指標と目標値

基本目標	No.	成果指標	直近数値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	実績値 (令和8年度)	目標値 (令和13年度)
1地域全体で 男女共同参画に 取り組むまち	1	社会全体の中で「男女平等」になっていると考える人の割合	12.5% (令和2年 市民意識調査)	30.0%	12.1% (令和7年 市民意識調査)	30.0%
	2	家庭生活の中で「男女平等」になっていると考える人の割合	31.9% (令和2年 市民意識調査)	40.0%	26.4% (令和7年 市民意識調査)	40.0%
	3	「丹波篠山市男女共同参画施策」の認知度 (「知っている」「聞いたことがあった」の割合)	55.8% (令和2年 市民意識調査)	60.0%	60.0% (令和7年 市民意識調査)	60.0%
	4	男女共同参画センターの名称も機能も知っている人の割合	—	30.0%	10.5% (令和7年 市民意識調査)	30.0%
2あらゆる分野で だれもが活躍 できるまち	5	市の審議会等への女性委員の割合	40.0%	45.0%		45.0%
	6	市の管理職における女性の割合	20.0%	30.0%	30.7%	30.0%
	7	市議会議員における女性の割合	25.0%	30.0%	33.3%	30.0%
	8	職場の中で「男女平等」であると思う人の割合	27.1% (令和2年 市民意識調査)	35.0%	28.7% (令和7年 市民意識調査)	35.0%
	9	民間事業所の課長相当職以上に占める女性の割合	—	20.0%	16.3% (令和7年 事業所調査)	20.0%
	10	市職員の男性の育児休業取得者数	16.7% (令和2年度)	20.0%	83.3 % (令和7年度)	85.0%
3性別にかかわ らずお互いに尊 重し合えるまち	11	DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	36% (令和2年 市民意識調査)	50.0%	23.7% (令和7年 市民意識調査)	50.0%
	12	性的マイノリティの認知度	48% (令和2年 市民意識調査)	70.0%	46.1% (令和7年 市民意識調査)	70.0%
	13	待機児童数	11人	0人	1人	0人
	14	「子どもの世話」や「高齢者介護」の役割分担が「夫婦同程度」と回答する市民の割合	63.7% (令和2年 市民意識調査)	70.0%	67.9% (令和7年 市民意識調査)	70.0%
4だれもが住み やすく、安心して 暮らせるまち	15	女性役員が2人以上の自治会の割合	31.0%	40.0%	25.7%	40.0%
	16	女性防災士人数	12人	15人	19人	15人
	17	特定基本健診の受診率	34.5% (令和2年度)	60.0%	25.3% (令和7年度)	40.0%
	18	介護予防に取り組む高齢者の割合	8.7% (令和2年度)	15.0%	8.0% (令和7年度)	10.5%
	19	ふくし総合相談窓口の相談件数と終結割合	385件(72%) (令和2年度)	400件(80%)	412件(97.6%) (令和7年度)	85% (終結割合)

※プランの中間年度である令和 8 年度において、社会情勢の変化やプランの進捗状況に応じてプランの見直しを行いました。

プラン体系表

基本目標	推進項目	取組内容	取組項目	取組事業		事業内容	計画策定時の 現状値(R3)	実績値(R7)	中間見直し時の 成果指標(R13)	所管課
①市全体で男女共同参画に取り組むまち	男女共同参画意識の浸透・定着	1意識浸透を進める啓発活動の展開	1広報、啓発の充実	1	男女共同参画セミナー・講演会の開催	ニーズに合わせた多様なセミナー等を開催し、より多くの市民に男女共同参画の理解を深めてもらう学習の場を提供する。エンパワメントの機会提供と支援。参画する力を身につけるため、各種セミナーや講演会を開催し、学習機会を充実させるとともに、関係機関で開催するセミナー等の情報提供を行う。	セミナー等参加者の満足度(アンケートの「とても満足」「満足」の割合)67%	セミナー等の参加者の満足度(アンケートの「とても満足」「満足」の割合)89.4%	セミナー等の参加者の満足度(アンケートの「とても満足」「満足」の割合)80%	人権推進課
				2	男女共同参画情報紙「フィフティだより」の発行	男女共同参画週間や人権週間などのあらゆる機会を通じ、男女共同参画について分かりやすい記事の掲載を心がけ、様々な角度からの意識啓発を行う。	年3回発行	フィフティだより年3回発行全戸配布	年3回発行全戸配布	人権推進課
				3	市広報への啓発記事の掲載	男女共同参画について分かりやすい記事の掲載を心がけ、様々な角度からの意識啓発を行う。	随時	随時 フィフティだより等において、男女共同参画週間など特集記事を掲載	随時 男女共同参画週間に特集掲載	人権推進課
		2多様な選択を可能にする教育・学習の充実	2男女共同参画の視点に立った教育の推進	4	社会的自立に向けたキャリア形成の支援	子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識に持つ偏見をなくし、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するために、「基礎的・汎用的能力」「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」を育成する。	目標をもって学校生活を送っている児童生徒の割合79%(令和元年度)	目標をもって学校生活を送っている児童生徒の割合72.1%	目標をもって学校生活を送っている児童生徒の割合が80%以上	学校教育課
			3次代を担う若年層への啓発の充実	5	若年層への啓発	誰もが自らの意思で多様な生き方を選択できる「ライフプランニング(将来の仕事、夢や希望)」を達成するため、人間関係形成や自己管理、課題対応など「基礎的・汎用的能力」をつけるための学習機会を児童・生徒などの若年層へ提供します。	教育活動全般(特別活動を要とした各教科の授業等)での啓発	特別活動、総合的な学習の時間、道徳、中学2年生対象の夢プラン等において、多様性についての指導及び啓発	継続	学校教育課 人権推進課
	総合的な推進体制の強化	3男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	4男女共同参画センターの拠点設置	6	男女共同参画センターの拠点設置の検討	男女共同参画社会の実現に向けた、情報提供、講座・研修事業、相談事業等の総合的な実施のため、市民が行きやすい拠点と体制を検討する。	—	令和4年10月に設置	令和5年度設置	人権推進課 総務課
			5男女共同参画推進員の活動連携強化	7	男女共同参画活動推進のための情報提供	各地区における男女共同参画の推進活動に対する支援を行う。男女共同参画情報紙「フィフティだより」を自治会(男女共同参画推進員)及びまちづくり協議会に配布する。地域で活躍している女性にインタビューし、その活躍の内容等を記事にして自治会(男女共同参画推進員)及びまちづくり協議会に配布し紹介する。自治会運営に係る手引書に男女共同参画推進員の役割を明記し、活動内容を明確にする。	「フィフティだより」配布3回/年 インタビュー記事配布1回/年	フィフティだより配布3回/年 インタビュー記事配布2回/年 各自治会に配布の「自治会運営に係る手引書」に男女共同参画推進員の役割及び自治会役員への女性登用の推進を掲載(令和4年度～)	「フィフティだより」全戸配布3回/年 インタビュー記事配布2回/年	人権推進課 地域振興課
		4男女共同参画センターの事業の拡充	6男女共同参画審議会・運営委員会の一元化	8	男女共同参画審議会・男女共同参画センター運営委員会の一元化	市が設置する男女共同参画審議会・男女共同参画センター運営委員会を統合し、効率的な話し合いの場で活発な事業展開が図れるように協議検討する。	—	令和3年度一元化済 男女共同参画審議会(年2回)の開催	令和3年度一元化	人権推進課
			7男女共同参画意識浸透のための広報・啓発活動の推進	9	情報が地域全体に届く体制づくり	若年層や団塊の世代等の世代によって、あるいは性別によって、男女共同参画に関する意識や課題は様々であるため、事業所や学校、市民活動団体等と連携し、それぞれに応じた効果的な広報や啓発を行える体制を整える。	—	市広報紙への記事掲載やフィフティだより発行により啓発。男女共同参画アドバイザーに中川智子氏(元宝塚市長)就任。	定期的に情報提供できる体制整備	人権推進課
		5DV対策基本計画の推進	8庁内DV対策連携会議の設置と基本計画の推進	10	庁内DV対策連携会議の設置とDV対策基本計画の推進	庁内DV対策連携会議を設置及びDV対策基本計画(第3次男女共同参画プラン内)を推進する。	—	令和3年度策定・設置済	令和3年度策定・設置	人権推進課 社会福祉課 長寿福祉課
		6庁内推進体制の充実	9市職員対象の男女共同参画研修の開催	11	男女共同参画研修	全ての職員が参画について理解を深め業務にあたれるよう、職場学習会や、その他研修等のテーマとして取り上げ職員の意識を高める。	数年に1回	なし (別のテーマで人権研修を実施)	継続	総務課

基本目標	推進項目	取組内容	取組項目	取組事業		事業内容	計画策定時の現状値(R3)	実績値(R7)	中間見直し時の成果指標(R13)	所管課
②あらゆる分野でだれもが活躍できるまち	③意思決定過程への女性の参画拡大	7政策・方針決定過程への女性の参画拡大	10審議会、管理職等における女性の登用の推進	12	各種審議会等への女性の登用	市政に関する重要な政策方針等を策定する審議会等への女性委員の登用を進める。	40%	40.0% (法令及び条例設置の審議会については39.5%)	45%	人権推進課
				13	事業所における女性の管理職への登用	女性の管理職への登用等の、事業所の自発的な取組や制度の重要性を周知し、女性の活躍促進を働きかける。	—	商工会と連携し情報共有・啓発した。事業所調査16.3%	課長相当職の女性割合20%(50人以上の市内事業所へ聞き取り)	商工観光課
			11市管理職への女性の登用	14	市管理職への女性の登用	女性職員が個々の能力を十分に発揮できるよう、能力開発の機会を提供し、積極的に登用を図る。	20%	29.4%	30%	総務課
				15	キャリアアップ研修の実施	女性職員のキャリア支援のため、係長級以上の職員を対象に順次派遣研修を実施する	年1回	0(公募:参加希望者なし)ただし、市開催の女性監督職研修をR8.2に実施(事務職の監督職女性対象)	継続	総務課
			12政治分野における女性の参画拡大	16	政治分野に参画する女性人材の育成	政治分野に参画する女性人材を育成し、市議会議員候補者における女性の割合をさらに増やす。	21.7%(R2.4市議会議員選挙)	28.0%(R6.4市議会議員選挙)	30%	人権推進課
	④女性活躍の推進	8就労の場における女性の活躍	13農の分野における女性のチャレンジ支援	17	農業研修への女性の参加促進	農業に携わる女性のエンパワメントをはかり、農業経営に参画できるよう各種研修会への女性の参加を促進し、人材を育成する。JA・普及センターと連携し、女性を対象とした農業講座として、「いきいき農村女性オペレータースクール」や「子育てママのプランターで野菜づくり教室」を開催する。	女性が参加しやすい研修会の開催 年2回	「いきいき農村女性オペレータースクール」基本コース、応用コース各1回開催	継続	農都政策課
				18	女性農業者及び女性農業者リーダーの育成	女性の農業委員やJA女性会などの代表者で構成する「丹波篠山市農村女性組織連絡会」が開催する女性農業者を集めた情報交換会やセミナーの開催を支援し、女性農業者の育成及びリーダーの農業団体への参画を推進する。	女性農業委員1人 JA女性理事3人	女性農業委員4人 JA女性理事4人	令和6年度女性農業委員数の増加	農都政策課 農業委員会事務局
			14女性のネットワークづくりへの支援	19	市民や団体への呼びかけ	男女共同参画事業の開催や啓発推進を行うため、市民団体などと協働し、市民の参画による男女共同参画の推進を図る。	—	ワークショップの開催を市民プラザ登録団体と連携	市民団体等との協働	人権推進課 地域振興課
			15女性の起業や再就職のための環境整備	20	女性のための個別相談や、働き方セミナー等の開催	個別相談やセミナー、起業カフェ等を開催するとともに、資金融資や支援助成金制度に関する情報を提供する。	個別相談:年1回(3枠) セミナー:年2回	働き方セミナー(年1回) 起業カフェ(年1回) 個別相談:年1回 女性相談員による相談窓口の設置(常設・アドバイザーによるちょこっと相談月1回)	個別相談:年2回(6枠) セミナー:年3回	人権推進課
				21	就労相談や起業家セミナー、交流会、就職説明会等の情報提供	関係機関が実施する就労相談や起業家セミナー、交流会、就職説明会などの情報を提供する。 商工会やハローワークなど関係機関と連携し、雇用・労働に関する法制度の周知・啓発を行う。	市広報、市HPに情報掲載 「就職フェアinたんば」年1回開催	市HPに情報掲載し、窓口にてチラシ配布した。 「合同就職面接相談会」を実施した。 女性の起業支援(夫婦含む)補助申請数10件 働き方セミナー・女性起業カフェへの参加者数23人	・女性の起業支援(夫婦含む)補助申請数5件／年 ・「合同就職面接相談会」継続 ・セミナー(働き方・女性起業)への参加者数20人／年	商工観光課 創造都市課 人権推進課
			16女性活躍(エンパワメント)の推進	22	女性のための個別相談や、セミナー等の開催	リーダーとしての能力の獲得や、キャリア形成、スキルアップ等、女性が自ら力をつける機会や情報を提供する。	市広報、市HPに情報掲載	市広報紙、市HPに随時情報掲載	市広報、市HPに情報掲載	人権推進課 商工観光課
				18	女性農業者及び女性農業者リーダーの育成(再掲)	女性の農業委員やJA女性会などの代表者で構成する「丹波篠山市農村女性組織連絡会」が開催する女性農業者を集めた情報交換会やセミナーの開催を支援し、女性農業者の育成及びリーダーの農業団体への参画を推進する。	女性農業委員1人 JA女性理事3人	女性農業委員4人 JA女性理事4人	令和6年度女性農業委員数の増加	農都政策課 農業委員会事務局

基本目標	推進項目	取組内容	取組項目	取組事業		事業内容	計画策定時の現状値(R3)	実績値(R7)	中間見直し時の成果指標(R13)	所管課
②あらゆる分野で だれもが活躍できる まち	ワーク・ライ ⑤フ・バランスの 推進	9仕事と家庭を両立 できる環境の整備	17一人一人の働き方の 見直しの推進	23	ワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事中心のライフスタイルの見直し等、ワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発する。	—	啓発チラシ、ポスターを窓口に配置・掲出し、情報を提供 女性活躍と働き方改革の進め方に関する講演会の実施と事業所への参加案内	市広報、市HPに情報掲載 事業所へのメルマガ(月1回送付)に情報掲載(年2回)	人権推進課 商工観光課
				24	労働に関する各種法律や制度の周知	広報紙や情報紙など様々な媒体を通じて、「男女雇用機会均等法」「パート労働法」「労働者派遣法」等の周知を図るとともに、商工会などの関係機関と連携して情報提供を行う。	市広報、市HPに情報掲載	啓発チラシ・ポスターを窓口に配置・掲出し、情報を提供	法制度改正があった場合は、特に市広報、市HP等を通じて情報提供	商工観光課
			18仕事と家庭を両立できる職場環境の整備	25	働き方改革や制度の周知	広報紙や情報紙など様々な媒体を通じて、「働き方改革」や制度等の周知を図るとともに、商工会などの関係機関と連携して情報提供を行う。	市広報、市HPに情報掲載	啓発チラシ、ポスターを窓口に配置・掲出し、情報を提供 女性活躍と働き方改革の進め方に関する講演会の実施と事業所への参加案内	商工会等の関係機関から積極的に情報を収集し、市広報や市HP等に掲載	人権推進課 商工観光課
			19多様な働き方への支援	26	母子・父子自立支援員の設置	ひとり親家庭の母・父が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるよう、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導、また職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。	1名	1名	継続	社会福祉課
				20	女性のための個別相談や、働き方セミナー等の開催(再掲)	個別相談やセミナー、起業カフェ等を開催するとともに、資金融資や支援助成金制度に関する情報を提供する。起業やテレワークの活用等、多様な働き方に対応する就労支援を行う。	個別相談：年1回(3枠) セミナー：年2回	働き方セミナー(年1回) 起業カフェ(年1回) 個別相談：年1回 女性相談員による相談窓口の設置(常設・アドバイザーによるちょこっと相談月1回)	個別相談：年2回(6枠) セミナー：年3回	人権推進課 商工観光課
			20男性の家庭参画の推進	27	パパママ教室	父母がともに協力しながら妊娠期を順調に過ごし、安心して出産、子育てに臨むことができるよう、男性の育児参加への意欲を高めるため、妊娠5〜7か月の妊婦及びそのパートナー・家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及・啓発し、不安の軽減や仲間づくりを行う。また、父母がお互いを認めあえるようにする。	2回シリーズで年6回(土曜開催) 実績：パパ延べ52人	参加者数 ママ延べ70人 パパ延べ57人	回数は継続 パパの参加者の増加	健康課
				28	父親子育て参加啓発事業等の実施	子育てふれあいセンターにおける父親子育て参加啓発事業や子育て学習講座並びに相談事業を通じて、父母がともに子育ての知識や技術を習得し、お互いの気持ちを理解し合えるようにするとともに、子育てへの理解と教育力の向上を目指す。	「お父さんといっしょ」年2回 「子育て学習講座」年4回 「相談事業」随時	「お父さんといっしょ」年1回(延べ32人) 「子育て学習講座」年5回(父：延べ4人) 「相談事業」随時 「おとうさんルーム」年12回(延べ73人)	「お父さんといっしょ」年3回 「子育て学習講座」等年6回 「相談事業」随時 その他各種事業への父親の参加促進	子育て企画課
			21子育て環境の充実	29	延長保育	就労形態の多様化等による保護者ニーズに対応するため、通常保育時間(11時間)前後に延長して保育を行う。	市内2箇所	市内2箇所	市内2箇所	保育教育課
				30	学童保育	安心して児童を預けられる環境を整えることで、女性の就労及び社会進出を促す。保護者が共働きなどで昼間家庭にいない小学生(1〜6年生)に、授業の終了後や長期休業期間中に安全な遊び場や生活の場を提供する。	市内11箇所	市内11箇所	継続	子育て企画課
				31	病児保育	保護者の就労等により必要となった場合に、安心して預けられる場を提供するため、病気時および病気回復期の乳幼児の保育を行う。	事前登録者数608人	事前登録者数944人(R7年度新規159人)	事前登録者数新規60人以上	子育て企画課
				32	障害児保育	保護者の就労等により保育を必要とする場合に、安心して預けられる場を提供するため、障がいのある子どもの地域生活を支援するため、集団保育を通じて発達の促進を図る。	全園実施	全園実施	全園実施	保育教育課

基本目標	推進項目	取組内容	取組項目	取組事業	事業内容	計画策定時の 現状値(R3)	実績値(R7)	中間見直し時の 成果指標(R13)	所管課
②あらゆる分野で だれもが活躍できるまち	⑤ ワーク・ライフ・バランスの推進	9 仕事と家庭を両立できる環境の整備	21 子育て環境の充実	33 保育ボランティアの養成	社会福祉協議会の事業であるボランティア団体の育成事業を補助し、ボランティア団体の育成を推進する。ボランティア人口が増加する事で託児ボランティアの需要に対応可能となり、地域で子育てを担う環境が整う。	2団体	1団体	3団体	子育て企画課 社会福祉協議会
				34 ファミリーサポートセンター事業	子育ての応援をしたい人(協力会員)と子育ての応援をしてほしい人(依頼会員)との会員組織による相互援助活動により、地域での子育て支援の輪を広げる。社会福祉協議会のファミリーサポートセンター事業を補助する。	会員数326人	会員数282人	会員数350人	子育て企画課 社会福祉協議会
				35 こんにちは赤ちゃん訪問	保健師や助産師が生後4か月までのすべての乳児を対象に家庭訪問し、身体計測や育児指導等を実施する。また、訪問時にエジンバラ産後うつ質問票を実施し、産後うつの早期発見と早期支援を行う。	こんにちは赤ちゃん訪問実績・実施率96.1%(R2)	訪問実施率99.4%	訪問実施率100%	健康課
				36 子育て相談日の開設	保健師、栄養士、歯科衛生士による育児相談、栄養指導、歯科保健指導を実施する。乳幼児をもつ保護者が気軽に子育ての悩みや心配について相談でき、育児不安の解消や育児の孤立を防ぐ。また、参加者同士の交流の場となる。	年12回	年12回 延べ56人	継続	健康課
				37 4歳児相談事業	全ての4歳児の保護者に質問票を実施し、幼稚園やこども園の巡回相談と連携しながら、保護者が子どもの成長や発達を正しく理解し、子育てできるよう親支援を強化する。	年1回	年1回 質問票回収率96.5%	終了	健康課
				38 すくすく相談	健診等で身体の発育、発達が気になる乳幼児とその保護者を対象に、小児科医や理学療法士による診察や専門相談を実施する。乳幼児の健やかな成長、発達支援と保護者の育児不安を軽減する。	年4回	年4回 延べ12人	継続	健康課
				39 妊婦健診費助成事業	母子の健康を守り、安心して出産を迎えるために、妊婦健康診査費用の助成を行う。妊婦がより健やかな妊娠期を過ごすことができ、受診機会を確保し、妊娠中の異常を早期に発見することができる。また、妊娠、出産にかかる経済的負担の軽減につながる。	妊婦一人あたり12万の助成(多胎の場合は5万円追加)	妊婦一人あたり12万円の助成 (多胎の場合は5万円追加)	継続	健康課
				40 My助産師による産前産後ケア事業	女性が安心して子どもを生み育てることができるよう、また、地域での孤立を防ぎ、虐待を予防するため、市内すべての妊婦に対して、一人の担当助産師の訪問(産前3回、産後1回)等による、きめ細やかな寄り添い支援(産前産後の継続ケア)を実施する。	ケア実施252人(R2.8月～R3.7月)全妊婦の75.4%がMy助産師希望	ケア実施数 172人 My助産師利用率 82.7%	My助産師利用率100%	健康課
				41 派遣カウンセラー事業	「心の専門家」であるスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒や保護者、教職員との心の相談や発達相談・教育相談を行い、子どもの悩み、心の中の課題を受け止め、子どもたちや家庭を支える体制の充実を図る。	全小・中学校へ派遣	全小・中学校へ派遣	全小・中学校へ派遣	学校教育課
				42 教育支援センター(ゆめハウス)事業の充実	不登校対策として、教育支援センター「ゆめハウス」に児童生徒支援指導員を配置し、学校復帰や社会的自立及び自己実現のための指導・支援を行う。	指導員3人	指導員4人	指導員3人	学校教育課
				43 青少年育成相談事業	児童生徒や保護者、教職員が抱える課題を受け止め、支える体制を充実する。保護者からの不登校や家庭教育などの相談、教職員からの課題への取り組み方についての相談などに対応する。	臨床心理士教育相談:週2回 学校園経営指導主事教育相談:毎日	臨床心理士教育相談:週3.5回 学校園経営指導主事教育相談:毎日	臨床心理士教育相談:週2回 学校園経営指導主事教育相談:毎日	教育研究所
			22 介護環境の充実	44 介護保険事業における安定的な介護サービスの確保と提供	支援を必要とする高齢者が介護保険事業を安心して利用できるよう、事業を適正に運営することにより、住み慣れた地域での生活を維持、継続できる環境を目指すと共に、男性も女性も介護する側の負担軽減や介護離職ゼロの実現を目指す。	—	仕事と介護の両立を図るために、介護支援専門員が介護者や介護サービス事業所と連携しながら、必要な介護サービス等を適切に利用できるよう支援を行っている。 また、第10期介護保険事業計画の中にも、その内容が反映出来るように、計画策定に向けた調査を実施した。	継続	長寿福祉課
				45 地域包括支援センター事業	介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」であり、専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの相談に応じる。	971件(実件数)の相談があり、2,636回対応	延べ2,993件の相談対応を行った。	2,900件 (延べ件数)	長寿福祉課

基本目標	推進項目	取組内容	取組項目	取組事業		事業内容	計画策定時の現状値(R3)	実績値(R7)	中間見直し時の成果指標(R13)	所管課
②あらゆる分野でだれもが活躍できるまち	男性の家庭・ ⑥ 地域活動への参画促進	10 男性の家事・育児等、家庭や地域活動への参画促進	23 家事や育児、介護等の生活スキルの習得支援	46	父親子育て参加啓発事業等の実施	子育てふれあいセンターにおいて、父親子育て参加啓発事業（お父さんといっしょ）や子育て学習講座並びに相談事業を実施する。	「お父さんといっしょ」年2回 「子育て学習講座」年4回 「相談事業」随時	「お父さんといっしょ」年1回（延べ32人） 「子育て学習講座」年5回（父：延べ4人） 「相談事業」随時 「おとうさんルーム」年12回（延べ73人）	「お父さんといっしょ」年3回 「子育て学習講座」等年6回 「相談事業」随時 その他各種事業への父親の参加促進	子育て企画課
				47	ヘルシークッキング教室の開催	中高年の男性を対象に、食に対する基本的な知識と簡単な自炊の仕方を身につけ、健康的な食生活の知識や関心を高めることで「食」の自立といきいきとした元気な高齢者をめざす。	10回シリーズ/年	5回シリーズ12名	継続	健康課
				48	介護教室・介護セミナー、介護者のつどいの開催	性別や年齢を問わず介護中の方や介護に関心のある方を対象に、身体介護の方法や認知症の方への対応等について学ぶ機会や介護者同士で語り合う場を設け、介護負担を軽減する。	介護教室・介護者の集い2回	介護セミナー4地区	介護セミナー4地区	長寿福祉課
		11 男性の参画促進に向けた気運醸成	24 働き方の見直しや家庭参画への意識啓発	49	働き方改革や男性の家庭参画の重要性周知	広報紙や情報紙、SNSなど様々な媒体を通じて、「働き方改革」や男性の家庭参画の重要性を周知する。	情報紙「フィフティだより」に掲載	情報紙「フィフティだより」への記事掲載により啓発。男女共同参画研修会（2/5実施）のテーマに「女性活躍と働き方改革の進め方」を取り上げ実施	フィフティだより、市広報、市HP、市ラインに掲載	人権推進課
			25 男性の育児休業取得を推進するための気運醸成	50	市役所男性職員の育児休業取得率向上	子育てをする男性職員への支援、働きやすい環境づくりを進めるため、労働時間短縮や柔軟な勤務形態の導入等の情報提供、啓発を行う。	R2年度実績16.7%（希望者の100%）	令和7年度実績83.3%	85% （希望者の100%）	総務課
				51	事業所に対する働きかけ	事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスの重要性の情報提供をする。子育てをする男性社員へ、育児や育児休業等の制度に関する情報提供、啓発を行う。	64件(R2男女共：育児給付金受給者資格件数から)	752件(R6ハローワーク篠山出張所管内)	育児休業基本給付金受給者実人数1,000件	商工観光課
	働く場における男女共同参画の推進 ⑦	12 働きやすく働きがいのある環境づくり	26 職場の処遇改善	24	労働に関する各種法律や制度の周知(再掲)	広報紙や情報紙など様々な媒体を通じて、「男女雇用機会均等法」「パート労働法」「労働者派遣法」等の周知を図るとともに、商工会などの関係機関と連携して情報提供を行う。時間外勤務時間の短縮や、育児・介護休業制度の導入に向け、各種支援制度や活用事例の紹介も含めた啓発を行う。	市広報、市HPに情報掲載	啓発チラシ・ポスターを窓口に布置・掲出し情報提供した。県最低賃金についてHP掲載した。	法制度改正があった場合は、特に市広報、市HPなどを通じて情報提供	商工観光課
				52	男女平等に働ける環境づくり	職場における固定的性別役割観による慣行の見直しを図るよう啓発する。	—	情報紙「フィフティだより」への記事掲載により啓発。男女共同参画研修会（2/5実施）のテーマに「女性活躍と働き方改革の進め方」を取り上げ実施	関係機関から積極的に情報を収集し、市広報や市HPなどで啓発	人権推進課 商工観光課
				13	事業所における女性の管理職への登用(再掲)	女性の管理職への登用等の、事業所の自発的な取組や制度の重要性を周知し、女性の活躍促進を働きかける。	—	商工会と連携し情報共有・啓発した。事業所調査16.3%	課長相当職の女性割合20%(50人以上の市内事業所へ聞き取り)	商工観光課
				14	市管理職への女性の登用(再掲)	女性職員が個々の能力を十分に発揮できるよう、能力開発の機会を提供し、積極的に登用を図る。	20%	29.4%	30%	総務課
			27 各種ハラスメントの防止対策の推進	53	各種ハラスメントの起こらない職場づくり	セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等、各種ハラスメントの防止対策について、周知と意識啓発を進める。	数年に1回	職員向け研修会は実施していない	数年に1回	総務課 人権推進課
				54	事業所に対する働きかけ	事業所に対し、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等、各種ハラスメントの防止対策について、周知と意識啓発を進める。	市広報、市HPに情報掲載	啓発チラシ・ポスターを窓口布置・掲出し情報提供した。	法制度改正があった場合は、特に市広報、市HPなどを通じて情報提供	商工観光課

基本目標	推進項目	取組内容	取組項目	取組事業		事業内容	計画策定時の 現状値(R3)	実績値(R7)	中間見直し時の 成果指標(R13)	所管課
③性別にかかわらずお互いに尊重し 合えるまち	⑧ 相手を尊重し、思いやる心づくり	13 意識改革の展開	28 意識改革を進める啓発活動の展開	2	男女共同参画情報紙「フィフティだより」の発行(再掲)	男女共同参画週間や人権週間などのあらゆる機会を通じ、男女共同参画について分かりやすい記事の掲載を心がけ、様々な角度からの意識啓発を行う。	年3回発行	年3回発行 全戸配布	年3回発行 全戸配布	人権推進課
				3	市広報への啓発記事の掲載(再掲)	男女共同参画について分かりやすい記事の掲載を心がけ、様々な角度からの意識啓発を行う。	随時	随時 フィフティだより等において、男女共同参画週間など特集記事を掲載	随時 男女共同参画週間に特集掲載	人権推進課
			29 子どもへの教育の充実	55	子どもへの教育	道徳教育、人権教育、情報モラルの育成などにより、人間形成の基盤となる豊かな情操と道徳性を培い、子どもたちが主体的に判断し、適切に行動する力を育成する。	研修会を実施	小・中・特別支援学校の若手教職員を対象に年2回の研修会を実施	継続	学校教育課 教育研究所
	⑨ 多様な人々が安心して生活できる環境の整備	14 多様性を理解する意識の醸成	30 命の教育、性的マイノリティへの理解促進	56	子どもへの教育	家庭での教育力を向上し、家庭教育を通じた男女共同参画意識の向上を進める。乳幼児期からの子どもの発達段階に応じ、男女共同参画の視点に立った学習を進める。性的マイノリティに関する理解を促進するとともに、互いに尊重し認め合う共生の心を育む人権教育・学習を進める。主体的で多様な選択を可能にする職業観を育む教育を進める。	教育活動全般(道徳の授業等)で啓発	教育活動全般で啓発	継続	学校教育課 保育教育課
				57	命の教育、性的マイノリティについての啓発	家庭、学校園、地域等と連携して、性教育、健康教育、情報活用教育の充実を図り、命の大切さを学ぶ機会を提供する。性的マイノリティ等、性の多様性について意識啓発を進める。	LGBTパネル展示・アンケート調査実施 教育活動全般(道徳の授業等)で啓発	(学)道徳の授業や人権朝会等で啓発 参観日や研修会等で保護者へ啓発 (健)思春期ふれあい体験:小学校2校 31人 (人)令和5年4月パートナーシップ宣誓制度開始。宣誓組数2組。市役所各課窓口にて啓発用パネル(卓上型)の設置。 男女共同参画センター、市役所及び各支所へPR用のぼりを掲出	令和5年度、パートナーシップ制度導入 教育活動全般での啓発	学校教育課 保育教育課 健康課 人権推進課
			31 生涯学習の充実	58	高齢者大学における人権講座等の開講	高齢者大学等、社会的課題に対応するための人権学習や男女共同参画研修などの機会を提供する。人権や男女共同参画にかかる一般教養講座を市内高齢者大学において、年間1回以上開催することで、受講者の人権意識の啓発を図る。	7学園のうち3学園で人権講座を実施	7学園のうち4学園で人権講座を実施	年1回以上	社会教育課
	⑩ 女性への暴力に対する防止対策	15 女性への暴力防止対策の推進	32 配偶者・パートナーからの暴力の防止対策の推進	59	暴力根絶のための意識啓発	関係機関相互の連携を強化し、暴力を許さない意識啓発と防止対策を進める。地域全体での見守り等を推進し、配偶者等からの暴力や虐待を発見したときの通報制度や相談機関等を周知する。	情報紙、市HPに掲載、ポスター掲示	情報紙「フィフティだより」、HPへの記事掲載により啓発。 パープルリボン運動(庁舎パープルライトアップなど)の実施	情報紙、市HPに掲載、パープルリボンキャンペーン活動充実	人権推進課 社会福祉課 長寿福祉課

基本目標	推進項目	取組内容	取組項目	取組事業		事業内容	計画策定時の現状値(R3)	実績値(R7)	中間見直し時の成果指標(R13)	所管課
④だれもが住みやすく、安心して暮らせるまち	⑪互いに支え合う地域づくり	16地域における男女共同参画の推進	33男女の地域活動への参加、参画の推進	60	自治会長会等の女性役員登用促進	自治会長会等に対して、女性や若年層が参加しやすい時間設定の役員会や事業を提案し、女性役員登用に向けた働きかけと情報提供を行う。	女性役員が2人以上の自治会の割合31%	25.7%	女性役員が2人以上の自治会の割合40%	地域振興課 人権推進課
			34互いに支え合う地域の推進	61	地区福祉会議の開催	日頃の見守りを通して、孤立の防止と高齢者等が抱える福祉課題を発見し、地域で解決に向けた協議の場を持つ。自治会やまちづくり協議会、民生委員児童委員協議会、福祉委員連絡会を中心に、まち協や自治会などの地域の福祉課題を共有し、解決に向けた取り組みについて話し合う。	まち協単位(19地区)年1回	まち協単位18地区で実施	継続 地区代表者会議の開催促進	長寿福祉課 社会福祉協議会
				62	介護予防サポーターのボランティア登録	手助けをしてほしい人とお手伝いをしたい人を登録し、家事の手伝いや見守り活動により、高齢者が自宅で安心して生活できるよう見守り支援サポーター養成講座を社会福祉協議会が実施。	介護ボランティア82人	介護ボランティア登録者数62人	地域で活動できる仕組みを作りながら介護ボランティアを育成	健康課 社会福祉協議会
			35防災活動における男女共同参画の推進	63	女性消防団員活動推進事業	消防団員に女性班を設置し10人の女性消防団員を任用している。今後女性消防団員の増員や活動強化を行い、更なる市民に対する防災・防火等の啓発活動を行う。昨今顕著となっている防災・減災意識の高まりをさらに進める。	女性10人	女性10人	女性15人	市民安全課
				64	女性防災士の増員	さらなる女性防災士の増員に努め、地域における防災・減災意識の高まりをさらに進める。	女性12人(11.3%)	女性19人(14.8%)	女性15人(13.0%)	市民安全課
			36災害時(コロナ禍含む)の弱い立場の人への配慮	65	女性の視点を活かした避難所の設営や災害対策	弱い立場の人に配慮した避難所の設営や災害対策に努める。	避難所主要6箇所に女性職員6人配置	継続 女性職員46人配置(38.3%)	継続	市民安全課
			37高齢者、障がい者、外国人等が安心して生活できる環境の整備	66	外国人児童生徒に対する母語通訳・翻訳及び初期日本語支援事業	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、母語通訳・翻訳支援員や日本語指導員等を派遣するなど、個々の児童生徒の実態に応じた総合的な支援策を展開する。	必要な児童生徒全員に支援	必要な児童生徒全員に支援	継続	学校教育課 NPO法人篠山国際理解センター
				67	外国人住民支援事業	外国人住民相談窓口の設置をはじめ、多言語の生活情報冊子やDVDを作成。日本語教室の開催など、だれもが安全で安心して暮らせるまちづくり、民族や国籍を超えた多文化共生の地域づくりを進める。	随時	外国人市民の生活支援相談事業 26件 通訳ボランティア派遣事業4件 日本語教室「うりぼう」「うりぼうくらぶ」「うりぼうファミリー」 44人	継続	地域振興課 NPO法人篠山国際理解センター
				68	障がい者相談事業	障がいのある方や家族などの相談支援を総合的・専門的に行い、地域の相談機関との連携や、相談事業者への専門的な指導助言、人材育成を行う。地域生活を支えるための体制づくりや、虐待や権利擁護に関する相談に応じる。	令和3年4月障がい者相談支援センター開設、令和3年7月末相談延べ件数391件(児童47件、成人344件)	相談延べ件数1,812件(児童81件、成人1,731件)	関係機関と連携しながら、必要な支援につなげる(随時)	社会福祉課
				69	高齢者こころの相談事業	認知症などの相談に専門医・相談員が対応する。	20件	11件	36件	長寿福祉課
	⑫あらゆる暴力に対する防止対策	17暴力・虐待防止対策の推進	38児童・高齢者・障がい者への虐待の防止対策等の推進	70	見守り・虐待防止ネットワークの充実	関係機関とのネットワークを図り、高齢者等虐待予防と早期発見及び見守りを実施する。	協定事業所34事業所・118店舗	協定事業所31事業所・101店舗	協定事業所37事業所・122店舗	長寿福祉課
				68	障がい者相談事業(再掲)	障がいのある方や家族などの相談支援を総合的・専門的に行い、地域の相談機関との連携や、相談事業者への専門的な指導助言、人材育成を行う。地域生活を支えるための体制づくりや、虐待や権利擁護に関する相談に応じる。	令和3年4月障がい者相談支援センター開設、令和3年7月末相談延べ件数391件(児童47件、成人344件)うち権利擁護に関する相談12件	相談延べ件数1,812件(児童81件、成人1,731件)	関係機関と連携し、権利擁護に関する相談に対応 障がい者の虐待防止について周知啓発(随時)	社会福祉課
				71	母子・父子自立支援員による相談業務	DV被害者の安全を確保することで更なる被害拡大を防ぎ、心身を回復させる。また、DV被害者が自立して安定した生活を営めるよう相談に応じ、安全確保のために加害者から隔離し、保護を行う。DV被害者の安全確保後に将来に向けて安全で安心な生活を送ることができるよう、関係機関と連携して総合的に生活上の支援を行う。	月～金曜日 随時	月～金曜日 随時	継続	社会福祉課
	⑫あらゆる暴力に対する防止対策	17暴力・虐待防止対策の推進	39命の教育、性の尊重の推進	57	命の教育、性的マイノリティについての啓発(再掲)	家庭、学校園、地域等と連携して、性教育、健康教育、情報活用教育の充実を図り、命の大切さを学ぶ機会を提供する。性的マイノリティ等、性の多様性について意識啓発を進める。	LGBTパネル展示・アンケート調査実施 教育活動全般(道徳の授業等)での啓発	(学)道徳の授業や人権朝会等で啓発 参観日や研修会等で保護者へ啓発 (健)思春期ふれあい体験:小学校2校 31人 (人)令和5年4月パートナーシップ宣誓制度開始。宣誓組数2組。市役所各課窓口に啓発用パネル(卓上型)の設置。 男女共同参画センター、市役所及び各支所へPR用のぼりを掲出	令和5年度、パートナーシップ制度導入 教育活動全般での啓発	学校教育課 保育教育課 健康課 人権推進課

基本目標	推進項目	取組内容	取組項目	取組事業		事業内容	計画策定時の 現状値(R3)	実績値(R7)	中間見直し時の 成果指標(R13)	所管課
④だれもが住みやすく、安心して暮らせるまち	⑬生涯にわたる健康対策	18生涯を通じた健康支援	40心身の健康づくりへの支援	72	フレイル予防・介護予防の推進	高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活するために、要介護状態となることのないようフレイル予防に取り組み、また要介護状態の軽減や重度化を予防するために、保健事業と一体的に介護予防事業を推進し、健康寿命の延伸を図る。	8.7%	介護予防に取り組む高齢者の割合 8.0%	介護予防に取り組む高齢者の割合 10.5%	健康課 長寿福祉課 医療保険課
				73	健康相談業務	こころとからだの両面からアプローチできる相談窓口を設け、メンタルヘルスのみではなく、健康、育児、介護相談まで、多様な相談をサポートする。	随時	随時	継続	健康課
				74	特定健診の女性受診率の向上	就労女性の心身の健康支援をはかるため、マンモグラフィー検診をセンター健診にセットすることで、女性が健診を受診する機会を増やしていく。働く女性の環境を考慮してマンモグラフィーサンデーの実施。	センター健診年12回 マンモグラフィーサンデー年1回	センター健診とのセット年13回 マンモグラフィーサンデー2医療機関で3日間実施	継続	健康課
				75	がん患者アピアランス事業	薬物療法・放射線療法による脱毛や手術療法による乳房切除など、がん治療による外見変貌を補完する補装具の購入費用を助成する。がん患者の心理的・経済的負担の軽減、就労等社会参加の促進など療養生活の質の維持向上を図る。	2件 所得制限(前年所得400万未満)あり	7件 所得制限(前年所得400万未満)あり	継続	健康課
				76	生理用品サポート事業「ツバメプロジェクト」	経済的な理由で生理用品が買えなかったり入手できず生活に支障が出るなどといった「生理の貧困」に対応するため、生理用品を無償配布するとともに、その背景に隠されている様々な困りごとの相談に応じる。	令和3年度は、9月20日～12月28日まで。希望者が多数の場合は期間を延長	年間を通して配布を実施8か所 55バック配布	継続	健康課 市民安全課 社会福祉課 人権推進課
				77	関連情報の市広報やホームページ掲載	働く妊婦に対して、母性健康管理措置の周知、啓発を行い、働きながら安心して妊娠、出産することができるよう、市のHP、広報等で情報提供する。また、母子健康手帳の交付時に面談やパンフレット等を配布する。	随時	随時	継続	健康課

第4章 丹波篠山市DV対策基本計画

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶、支援の促進

～「丹波篠山市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」～

配偶者等からの暴力を防止するため、DVが人権侵害であるという認識や意識啓発、関連機関と連携を図りながら、被害者支援体制の充実を図ります。

1. 計画策定の目的	… P. 30
2. 計画の位置づけ	… P. 31
3. 計画の期間	… P. 31
4. 国及び兵庫県の動向	… P. 31
5. 丹波篠山市の現状と課題	… P. 32
6. 策定の基本方針	… P. 36
7. 計画の内容	… P. 38

1. 計画策定の目的

配偶者や恋人など親しい関係にある男女間の暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）は、生命、身体及び精神に重大な危害を与え、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。また、子どもが見ている前で行われるDVは「面前DV」とよばれ、児童の心身の発達に影響する「心理的虐待」になります。

DVの大半は、家庭内や恋人同士など近しい関係の中で行われ、DVそのものを暴力であると認識できず、相手の行為を許容してしまい、被害が潜在化しやすくエスカレートしていく、深刻化していく傾向があります。

また、家族や身内の問題として周囲が関与しにくいこともあり、被害者への支援、救済が必ずしも十分に行われてこなかったケースもあります。

DV被害者の多くは女性であり、女性に暴力を加えることは、個人の尊厳を傷つけ、男女平等と男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。最近では、配偶者間だけに限らず、事実婚や結婚していない恋人同士のDV（デートDV）も増えつつあります。

平成20（2008）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、「配偶者等暴力（DV）対策基本計画」の策定が、県において義務付けられることになるとともに、市町村においても努力義務となりました。

このような背景から、丹波篠山市では、平成24年の第2次男女共同参画プラン策定時に「丹波篠山市配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」を策定しました。

今般、第3次男女共同参画プラン策定にあたり、DV被害の早期発見とDV被害者支援のため、体制の強化を図るとともに、DV防止に向けた教育・啓発を重視した「丹波篠山市配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」を改めて策定しました。

2. 計画の位置づけ

この章で定める「丹波篠山市配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画とします。

3. 計画期間

この計画は、「第3次丹波篠山市男女共同参画プラン」と同様、令和4年から令和13年までの10年間の計画とします。ただし、社会情勢や法令の改廃、国・県の動向も注視し、必要な見直しを行います。

4. 国及び県の動向

（1）国の動き

男女共同参画基本法の理念に沿い、平成13年10月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されました。暴力に関する通報、相談、被害者の保護や自立支援等、体制を整備することにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることが、国及び地方公共団体の責務として位置づけられました。

平成16年、19年、25年の改正では、**法律上の夫婦（事実婚を含む）だけでなく**、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についてもこの法律が準用されることとなり、被害者の自立支援の明確化、国の基本方針の策定及び都道府県による基本計画の策定を義務化、暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、市区村には配偶者暴力相談支援センター機能の設置、基本計画の策定が努力義務とされました。

国は、都道府県及び市町村に対し、それぞれの状況を踏まえた基本計画を策定するとともに、地域の実情に合った適切な役割分担を求めています。都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等を、市町村については、住民に身近な行政として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等を基本的な役割として期待しています。

（2）兵庫県の動き

兵庫県は、平成18（2006）年4月に「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」（以下「兵庫県DV対策基本計画」）を策定し、**平成26年4月には、計画名称を「兵庫県DV防止・被害者保護計画（第3期計画）」に改め**、被害者の安全を確保するとともに、被害者が自らの意思で生活基盤を回復するための支援に取り組んでいます。

令和6年3月には、DV防止法改正と国の基本方針の改定を踏まえ、第5期計画

として「兵庫県DV防止・被害者保護計画」（平成6年度～令和10年度）がスタートしています。

第5期計画では、施策の基本目標1として、DV防止見向けの啓発・教育では、これまでのインターネットやSNSを活用したDV防止の広報の充実のほか、改正DV防止法施行に関する周知、目標2、3の市町のDV対策の促進、相談体制の充実では、SNS等を活用した相談体制や困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォームの構築が検討されています。

目標4の緊急時の安全確保では、県女性家庭センターと市町相談員の適切な連携による一時保護、目標5の自立支援の推進では、施設入所者への心のケア、就労支援や施設退所者への継続した支援、目標6では、関係機関等から構成されるDV防止及び被害者の保護に関する市町協議会の設置推進、目標7では、研修内容の充実等によるDV被害者支援に携わる相談員等の専門性、資質の向上が掲げられています。

5. 丹波篠山市の現状と課題

令和7年度に第3次男女共同参画プラン中間見直しに向け、「丹波篠山市男女共同参画意識調査」を実施しました（配布数：無作為抽出2,000人。有効回収数742人）。

DV関係の設問で、「問11-1 配偶者や恋人などから、過去5年くらいの間に、一度でも暴力を受けた経験がありますか」という問に対する回答では、「暴力を受けたことがある」が7.3%（54人＝男性16人：5.4%、女性37人：8.6%、答えたくない1人：7.1%）ありました。前回調査（令和2年）では、男性5.0%、女性14.2%であったことから、男性の被害者は微増、女性の被害者は減少しています。

「現在も暴力を受けている」とする回答は、0.7%（5人＝男性2人：0.7%、女性2人：0.5%、答えたくない1人：7.1%）ありました。

相談については、23.7%が誰かに「相談した」と回答し、76.3%は誰にも「相談していない」と回答しています。相談先は「自分の家族」と「友人・知人」がそれぞれ34.8%で最も多くなっており、「県や市などの公的相談機関」に相談されたのは4.3%に留まっています。

「相談しなかった」方の理由としては、「自分が我慢していれば済むことだから」が25.0%と最も高く、「相談しても解決しないから」が18.5%、「相談するほどのことでもないと思ったから」が17.4%と上位を占めています。

また、「どこに相談すればよいか分からなかった」方も5.4%おられることから、より一層の相談体制の充実、関係機関との連携、相談機関の広報啓発が必要です。

調査の自由記述で、「加害者、被害者双方への継続的なサポート（医療的、経済的）が必要だと思う。加害者になりうる子ども（愛着障害など）への予防的な支援も必要であると思う」（女性、40歳代）という回答がありました。より一層の相談機関、支援機関の充実が求められます。

問 11-1 あなたは、配偶者や恋人などから、過去 5 年くらいの間に、一度でも暴力を受けた経験がありますか。

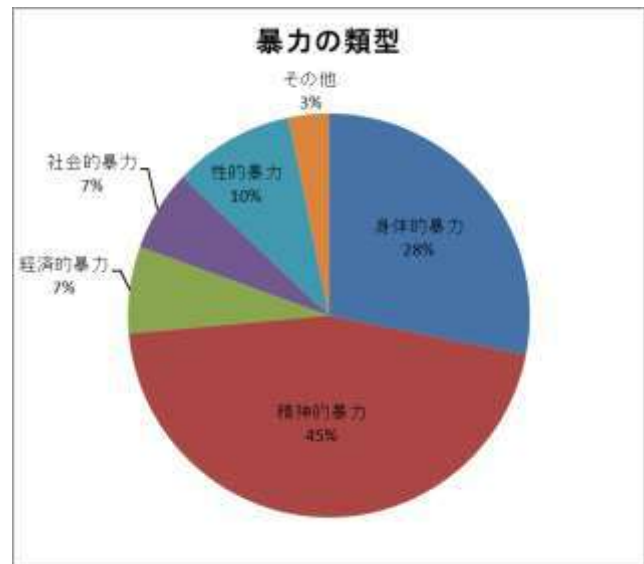
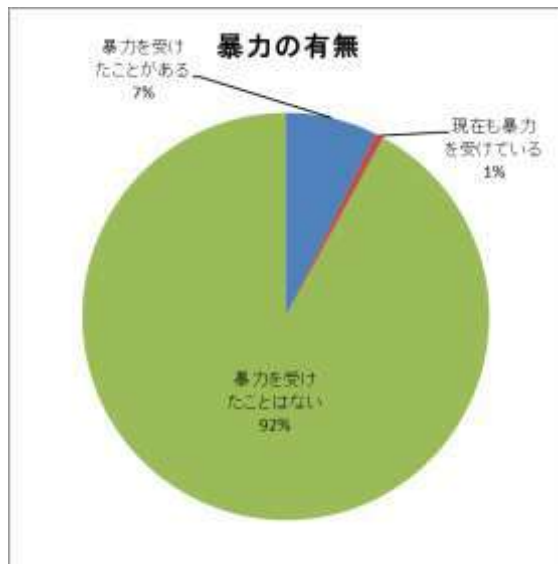
選択項目	総計		男性		女性		答えたくない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
暴力を受けたことがある	54	7.3%	16	5.4%	37	8.6%	1	7.1%
現在も暴力を受けている	5	0.7%	2	0.7%	2	0.5%	1	7.1%
暴力を受けたことはない	683	92.0%	279	93.9%	392	91.0%	12	85.7%
合計	742	100.0%	297	100.0%	431	100.0%	14	100.0%

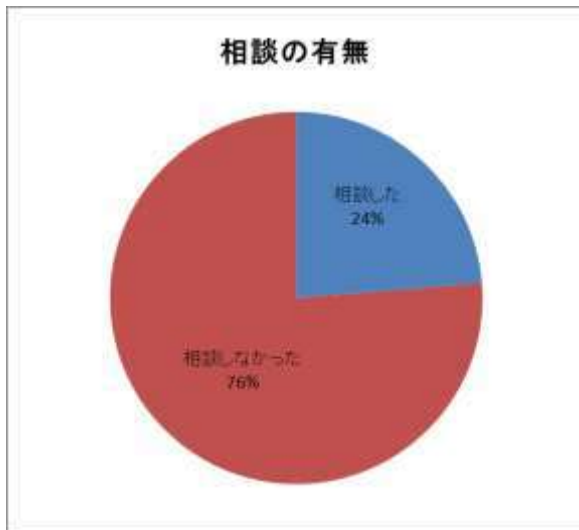
問 11-2 「受けたことがある」「受けている」の場合、どのような暴力を受けたことがありますか。

選択項目	総計		男性		女性		答えたくない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
身体的暴力	26	28.3%	6	24.0%	20	30.8%	0	0.0%
精神的暴力	42	45.7%	14	56.0%	27	41.5%	1	50.0%
経済的暴力	6	6.5%	1	4.0%	5	7.7%	0	0.0%
社会的暴力	6	6.5%	3	12.0%	3	4.6%	0	0.0%
性的暴力	9	9.8%	0	0.0%	9	13.8%	0	0.0%
その他	3	3.3%	1	4.0%	1	1.5%	1	50.0%
合計	92	100.0%	25	100.0%	65	100.0%	2	100.0%

問 11-3 「受けたことがある」「受けている」の場合、誰かに相談しましたか。

選択項目	総計		男性		女性		答えたくない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
相談した	14	23.7%	2	11.1%	11	28.2%	1	50.0%
相談しなかった	45	76.3%	16	88.9%	28	71.8%	1	50.0%
合計	59	100.0%	18	100.0%	39	100.0%	2	100.0%



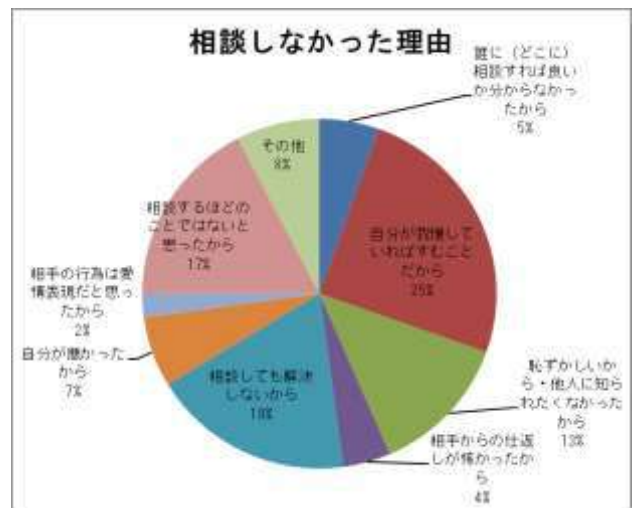
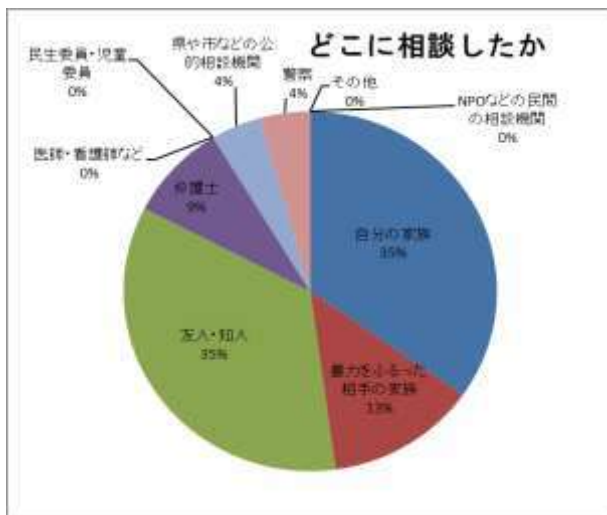


問 11-4 「相談した」の場合、誰に（どこに）相談しましたか。

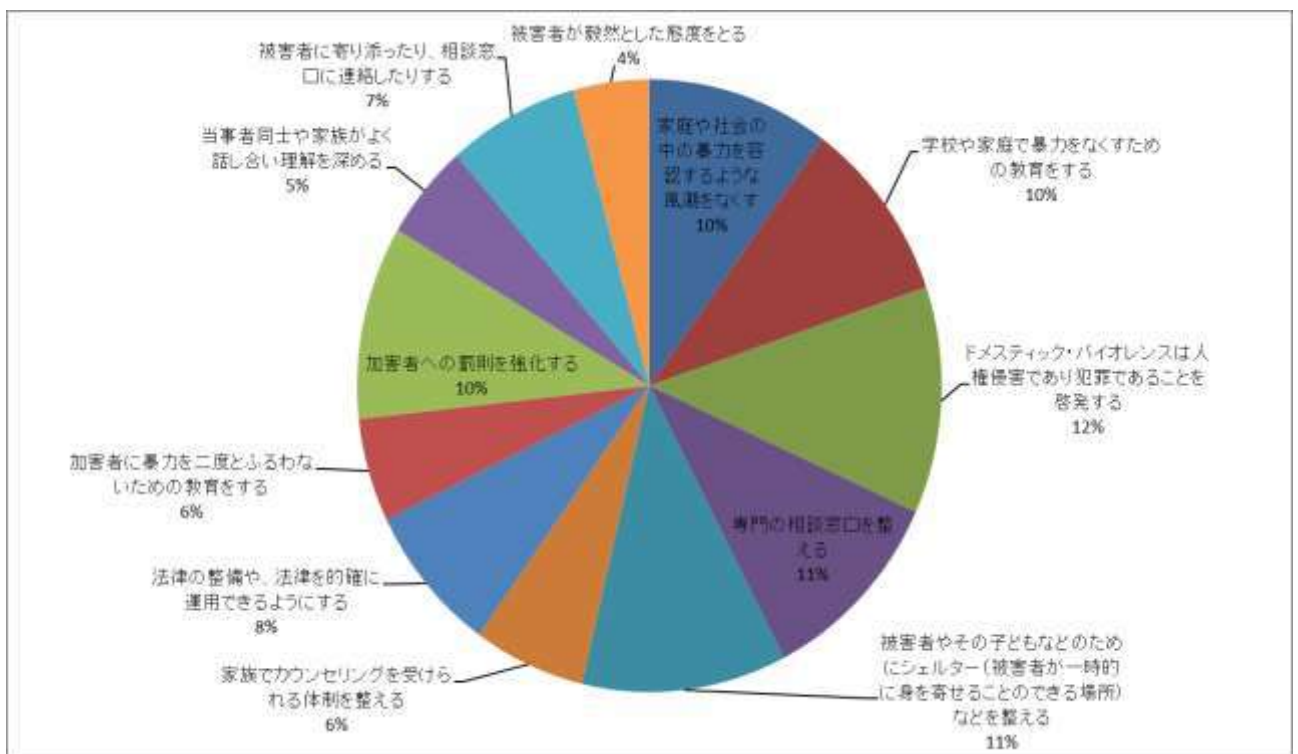
選択項目	総計		男性		女性		答えたくない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
自分の家族	8	34.8%	1	33.3%	7	36.8%	0	0.0%
暴力をふるった相手の家族	3	13.0%	0	0.0%	3	15.8%	0	0.0%
友人・知人	8	34.8%	0	0.0%	7	36.8%	1	100.0%
弁護士	2	8.7%	1	33.3%	1	5.3%	0	0.0%
医師・看護師など	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
民生委員・児童委員	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
県や市などの公的相談機関	1	4.3%	0	0.0%	1	5.3%	0	0.0%
警察	1	4.3%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
NPOなどの民間の相談機関	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	23	100.0%	3	100.0%	19	100.0%	1	100.0%

問 11-5 「相談しなかった」の場合、相談しなかった理由は何ですか。

選択項目	総計		男性		女性		答えたくない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
誰に（どこに）相談すれば良いか分からなかったから	5	5.4%	1	2.8%	4	7.3%	0	0.0%
自分が我慢していればすむことだから	23	25.0%	9	25.0%	13	23.6%	1	100.0%
恥ずかしいから・他人に知られたいくなかったから	12	13.0%	6	16.7%	6	10.9%	0	0.0%
相手からの仕返しが怖かったから	4	4.3%	1	2.8%	3	5.5%	0	0.0%
相談しても解決しないから	17	18.5%	6	16.7%	11	20.0%	0	0.0%
自分が悪かったから	6	6.5%	3	8.3%	3	5.5%	0	0.0%
相手の行為は愛情表現だと思ったから	2	2.2%	2	5.6%	0	0.0%	0	0.0%
相談するほどのことではないと思ったから	16	17.4%	7	19.4%	9	16.4%	0	0.0%
その他	7	7.6%	1	2.8%	6	10.9%	0	0.0%
合計	92	100.0%	36	100.0%	55	100.0%	1	100.0%



問 12 配偶者や恋人などからの暴力をなくすためには、どうすればよいと思いますか。



丹波篠山市のDVに対する相談体制は、福祉部局の社会福祉課、長寿福祉課、女性相談を担当している市民生活部人権推進課で、年齢や児童の有無に応じて対応しています。

市役所内における「DV対策連携会議」や近隣他市で設置されている「配偶者暴力支援センター」が未設置であることから、早期の整備が求められます。

丹波篠山市のDV相談件数の推移は下記のとおりです。

			元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
相 談 件数	丹 波 篠 山 市	社会福祉課	4	9	4	3	0	0
		長寿福祉課	8	6	7	7	8	9
		人権推進課（延べ件数）	9	7	6	6	7	15
	兵 庫 県	（県内 24 市相談件数）	4,550	5,549	5,440	4,961	4,311	4,116
		県内全市町相談件数	12,304	14,029	12,805	12,309	11,683	10,801
		関係機関	3,402	3,284	3,550	3,360	3,567	3,448
		県警察本部	3,465	3,617	3,631	3,783	4,146	3,904
		計（24 市分）	19,171	20,930	19,986	19,452	19,396	18,153
	全 国	配偶者暴力相談支援センター	119,276	129,491	122,478	122,010	126,743	127,796
		警 察	82,207	82,643	83,042	84,496	94,937	98,289
一 時 保 護	兵 庫 県（件数）		106	85	81	68	60	69
	全国（婦人相談所）（実人員）		7,555	6,365	5,537	5,291	—	—
保 護 命令	神戸地方裁判所管内（年集計）		137	123	121	85	—	—
	全 国		1,998	1,855	1,732	1,453	1,455	1,516

6. 策定の基本方針

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の基本理念や、国の基本方針の趣旨を踏まえ、次の基本方針で計画を策定します。

（１）DV被害者の早期発見と相談機関の広報・啓発

意識調査から、DVの被害者の **76.3%** が誰にも相談せず、相談した方も家族や友人・知人に相談され、「県や市などの公的相談機関」に相談されたのは **4.3%** に留まっています。

相談されなかった方の理由の中では、**5.4%** の方が「どこに相談すればよいか分からなかった」と回答されています。より一層の相談機関の広報と啓発が必要です。

DVは犯罪となる行為も含め重大な人権侵害です。しかし、「自分が我慢していれば済むことだから」という回答も（相談しなかった方の理由で）**25.0%** あることから

- ・市民に対し、DV通報義務を広報やホームページで周知、啓発していく。
 - ・DVを発見しやすい立場にある関係者（保健、医療関係者、学校関係者、福祉関係者、民生委員・児童委員）に対し、通報窓口や通報方法などを周知する。
- という取組を進め、被害者に寄り添い安心して相談できる環境を整備します。

（２）DV被害者の安全の確保と自立支援

まず優先すべきは被害者の安全の確保であり、被害者の生命身体を守るために、加害者から隔離し保護していかなければなりません。設置が努力義務とされている「配偶者暴力相談支援センター」を早期に設置します。

被害者の安全を確保した後、将来に向けて安全で安心な生活を送ることができるよう、被害者の状況や意思を尊重した上で、「市内DV対策連携会議」など関係機関と連携して総合的に生活上の支援を行う体制を構築します。

（３）児童への被害の対応とケア

子どもの前で行われるDVは、「面前DV」といわれ、子どもの心身の発達に影響を与える「心理的虐待」となります。被害者が子どもを虐待するなど、虐待の連鎖が起こることも懸念されるため、多面的なケアが必要です。

（４）DVを防止するための市民への意識啓発

誰もが、DV被害を経験する可能性があります。市民一人一人が周囲にDVの被害者や、逆に加害者がいないか察知できるようになることで、早期発見や被害者保護につながります。今後もさらにDV防止に向けた啓発を進めていく必要があります。また、結婚していない恋人間におけるDV（デートDV）も増えていることから、学校や若者に対するDV防止啓発も必要です。

DV被害者に対して、迅速な保護や生活面での対応も必要であることから、関係機関の役割分担を明確にしつつ、市と市民協働による総合的なネットワークを形成していくことが必要です。また、迅速に対応できるように日ごろからの関係機関等との連携に努めることが必要です。

（５）小・中学校、高校におけるDV防止を含む人権教育の推進

女性や弱い立場の人に暴力を振るうこと、モラルハラスメントなど攻撃をすることは人権侵害であることを児童、生徒の発達段階に応じて教育することが必要です。小中学校の道徳の時間や保健体育の時間を活用し、お互いを認め合い、尊重しあうこと、思いやりのこころを育む教育をすすめます。

また、中学生を対象に「デートDV」について理解を深める取組を進めます。「デートDV」は、交際中のカップルの間で、一方が暴力を振るうことや「相手を支配・コントロールすること」です。対等でない関係からDVは生まれます。相手を尊重することや自分を大切にすると人権意識がなければ、加害者にも被害者にもなります。

特に思春期の生徒にとっては、相手の望むことなら嫌でも受け入れることが「愛情」と思い違いすること、被害に遭っていることを本人が気づかないことがデートDVの特徴であるとも言われます。自分が被害者にも加害者にもならない、周囲に被害者がいれば寄り添い、正しい対応ができるよう発達段階に応じた人権教育を進めます。

また、教職員や保護者にもDV防止に向けた啓発や情報提供を行います。

7. 計画の内容

取り組み事業	区分	策定時	現状 (R8 年度)	目標値 (令和 13 年度)	方向性・改善点	担当課
女性相談業務	継続	月～金の随時	月～日の随時	月～金の随時	相談員への研修等を通じて相談員のさらなる資質向上を図る。 また、相談窓口や関連機関との連携強化をめざす。	人権推進課
庁内DV対策連携会議の設置	新規	未設置	R 3 年度設置	年 2 回以上開催	庁内関係課で情報を共有し、組織全体で被害者支援、自立支援を行っている。	人権推進課 社会福祉課 長寿福祉課
配偶者暴力相談支援センターの設置	新規	未設置	未設置	設置	未設置であるため、設置をめざす。	非公開
健康相談業務	継続	月～金の随時	月～金の随時	月～金の随時	一般の健康相談に加えて H 2 2 年度から「こころの健康相談」窓口を開設している。今後もさらにうつや自殺予防に対する支援を強化する。	健康課
高齢者相談業務	継続	月～金の随時	月～金の随時	月～金の随時	高齢者間のDV、高齢者虐待、認知症に伴う権利侵害など、総合相談窓口で対応している。	長寿福祉課
母子・父子自立支援員による相談業務	継続	月～金の随時	月～金の随時	月～金の随時	相談体制については、現状を継続する。	社会福祉課
DV防止や男女平等教育の推進	新規		教育活動全般 (道徳の授業等での啓発)	継続	小中特別支援学校で、人権教育の中でDV防止や男女が対等であること、お互いを認め合い、相手を思いやる心を児童生徒の発達段階に応じて育む。	学校教育課
デートDV防止教育の取組	新規		教育活動全般 (道徳の授業等での啓発)	継続	中学生を対象にデートDVについての理解を深める授業を行う。	学校教育課
デートDV防止教育の取組	新規		デートDV防止啓発ポスターやカード、相談案内を作成し啓発	継続	市内高校生に向けてデートDVについて正しい対応や相談機関の啓発を行う。	人権推進課

参 考 資 料

1 第3次丹波篠山市男女共同参画プラン策定の経過

年月日	主な経緯	
令和2年7月28日	第1回策定委員会	- 第3次丹波篠山市男女共同参画プランの策定について - 男女共同参画に関する市民意識調査の実施について
令和2年8月31日	第2回策定委員会	男女共同参画に関する市民意識調査票の内容について
令和2年9月下旬～ 10月30日	市民意識調査の実施	市民2,000人に対し、郵送によりアンケート調査票を配布・回収
令和3年2月26日	第3回策定委員会	- 男女共同参画意識調査の結果・分析 - 第2次プランの総括(案)について
令和3年6月9日	第4回策定委員会	- 第2次プランの総括(案)について - 第3次プランの骨子(案)について - 丹波篠山市DV基本計画(案)について
令和3年8月17日	第5回策定委員会	- 第2次プランの総括について - 第3次プラン素案について
令和3年9月14日	第6回策定委員会	第3次プラン(最終案)について
令和3年9月21日	市長へ答申	
令和3年9月30日	プラン(案)を議会へ報告	
令和3年10月21日 ～11月22日	パブリックコメント (意見公募)の実施	第3次男女共同参画プラン(案)に対する市民からの意見等の募集
令和3年12月	パブリックコメントの結果及び回答についてHP掲載	
令和4年2月15日	プラン概要を議会へ説明	
令和4年2月～3月	第3次男女共同参画プラン冊子・概要版を印刷配布	

2 丹波篠山市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱（抄）

令和2年3月31日
要綱第 17 号

（趣旨）

第1条 この要綱は、男女共同参画社会の実現を目指し、その総合的かつ効果的な推進を図るため、丹波篠山市男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）男女共同参画プランの策定に関すること。
- （2）男女共同参画に関する調査及び研究に関すること。
- （3）その他市長が必要と認める事項。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）学識経験のある者
- （2）公募に応募した者
- （3）その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、委嘱の日から男女共同参画プラン策定の日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長が共に欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは報告又は意見を求めることができる。

（庶務）

第8条 この委員会の庶務は、市民生活部において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

3 丹波篠山市男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

敬称略 (順不同)

推薦団体・機関等の名称	委員名	備考
学識経験者	濱口 清子	
公募委員	長澤 みさ子	
公募委員	井上 友香	
丹波篠山市自治会長会	小澤 裕也	令和2年7月28日～ 令和3年6月8日
丹波篠山市自治会長会	小島 一郎	令和3年6月9日～
丹波篠山市人権・同和教育研究協議会	五十山田 潤	副会長
丹波篠山市社会福祉協議会	土性 里花	
丹波篠山市商工会	大對 礼子	
丹波篠山市老人クラブ連合会	黒田 栄	
丹波篠山市民生委員児童委員協議会	泉 より子	
丹波篠山市愛育会	太田 鈴子	会長
丹波篠山市PTA協議会	岡部 喜久男	令和2年7月28日～ 令和3年6月8日
丹波篠山市PTA協議会	仁木 秀樹	令和3年6月9日～
丹波篠山市青少年協議会	岸田 秀章	令和2年7月28日～ 令和3年8月16日
丹波篠山市青少年協議会	竹田 徳成	令和3年8月17日～
丹波ささやま農業協同組合	北山 美佳	
柏原人権擁護委員協議会	宮本 芙美子	
丹波篠山市女性委員会	飯田 聡美	

4 男女共同参画社会基本法（抄）

平成11年法律第78号

目次

前文

第1章総則（第1条―第12条）

第2章男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条―第20条）

第3章男女共同参画会議（第21条―第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）以下同

じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第10条の2 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他

の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第18条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）として機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条の2 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第18条の3 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第19条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第20条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に對し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に對し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)略

(2)附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで略

(11)男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。後略

附則(令和7年6月27日法律第80号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は独立行政法人男女共同参画機構法(令和7年法律第79号)の施行の日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。後略

5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）

平成27年法律第64号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
 - 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
 - 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第15条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
 - 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）
 - 第5章 雑則（第26条—第28条）
 - 第6章 罰則（第29条—第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

- 第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

- 第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

二 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働

働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第13条第1項の規定に基づき講じている措置に関する情報を公表していること、同法第19条に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準の適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4

項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異
 - (2) その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する提供に関する実績
 - (4) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表するよう努めなければならない。
- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる情報

- (2) 前項第3号に掲げる情報又は同項第4号に掲げる情報のいずれか一方
- 3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用する職員の男女の給与額の差異
- (2) その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会提供に関する実績
- (4) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、令和18年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）（抜粋）

昭和 41 年 7 月 21 日法律第 132 号
最終改正 令和 7 年 6 月 11 日法律第 63 号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国が、少子高齢化による人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して、労働に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に発揮され、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実並びに労働生産性の向上を促進して、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るとともに、経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資することを目的とする。

2 この法律の運用に当たっては、労働者の職業選択の自由及び事業主の雇用の管理についての自主性を尊重しなければならない、また、職業能力の開発及び向上を図り、職業を通じて自立しようとする労働者の意欲を高め、かつ、労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するように努めなければならない。

（定義）

第二条 この法律において「職業紹介機関」とは、公共職業安定所（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む。）、同法の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体及び同法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行う者をいう。

（基本的理念）

第三条 労働者は、その職業生活の設計が適切に行われ、並びにその設計に即した能力の開発及び向上並びに転職に当たつての円滑な再就職の促進その他の措置が効果的に実施されることにより、職業生活の全期間を通じて、その職業の安定が図られるように配慮されるものとする。

2 労働者は、職務の内容及び職務に必要な能力、経験その他の職務遂行上必要な事項（以下この項において「能力等」という。）の内容が明らかにされ、並びにこれらに即した評価方法により能力等を公正に評価され、当該評価に基づく処遇を受けることその他の適切な処遇を確保するための措置が効果的に実施されることにより、その職業の安定が図られるように配慮されるものとする。

（国の施策）

第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従つて、次に掲げる事項について、総合的に取り組まなければならない。

- 一 各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就業することを促進するため、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様な就業形態の普及及び雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保に関する施策を充実すること。
- 二 各人がその有する能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び産業の必要とする労働力を充足するため、職業指導及び職業紹介に関する施策を充実すること。
- 三 各人がその有する能力に適し、かつ、技術の進歩、産業構造の変動等に即応した技能及びこれに関する知識を習得し、これらにふさわしい評価を受けることを促進するため、職業訓練及び職業能力検定に関する施策を充実すること。
- 四 就職が困難な者の就職を容易にし、かつ、労働力の需給の不均衡を是正するため、労働者の職業の転換、地域間の移動、職場への適応等を援助するために必要な施策を充実すること。
- 五 事業規模の縮小等（事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止をいう。以下同じ。）の際に、失業を予防するとともに、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を促進するために必要な施策を充実すること。

六 労働者の職業選択に資するよう、雇用管理若しくは採用の状況その他の職場に関する事項又は職業に関する事項の情報の提供のために必要な施策を充実すること。

七 女性の職業及び子の養育又は家族の介護を行う者の職業の安定を図るため、雇用の継続、円滑な再就職の促進、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の雇用の促進その他のこれらの者の就業を促進するために必要な施策を充実すること。

八 青少年の職業の安定を図るため、職業についての青少年の関心と理解を深めるとともに、雇用管理の改善の促進、実践的な職業能力の開発及び向上の促進その他の青少年の雇用の促進するために必要な施策を充実すること。

九 高齢者の職業の安定を図るため、**高齢者雇用確保措置等の円滑な実施の促進**、再就職の促進、多様な就業機会の確保その他の高齢者がその年齢にかかわらずその意欲及び能力に応じて就業することができるようにするために必要な施策を充実すること。

十 疾病、負傷その他の理由により治療を受ける者の職業の安定を図るため、雇用の継続、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職の促進その他の治療の状況に応じた就業を促進するために必要な施策を充実すること。

十一 障害者の職業の安定を図るため、雇用の促進、職業リハビリテーションの推進その他の障害者がその職業生活において自立することを促進するために必要な施策を充実すること。

十二 不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態及び就業形態の改善等を促進するために必要な施策を充実

すること。

- 十三 高度の専門的な知識又は技術を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下この条において同じ。）の我が国における就業を促進するとともに、労働に従事することを目的として在留する外国人について、適切な雇用機会の確保が図られるようにするため、雇用管理の改善の促進及び離職した場合の再就職の促進を図るために必要な施策を充実すること。
 - 十四 地域的な雇用構造の改善を図るため、雇用機会が不足している地域における労働者の雇用を促進するために必要な施策を充実すること。
 - 十五 職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な施策を充実すること。
 - 十六 前各号に掲げるもののほか、職業の安定、産業の必要とする労働力の確保等に資する雇用管理の改善の促進その他労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な施策を充実すること。
- 2 国は、前項各号に掲げる施策及びこれに関連する施策の充実に取り組むに際しては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営の基盤の改善、地域振興等の諸施策と相まって、雇用機会の着実な増大及び地域間における就業機会等の不均衡の是正を図るとともに、労働者がその有する能力を有効に発揮することの妨げとなつていない雇用慣行の是正を期するように配慮しなければならない。
- 3 国は、第一項第十三号に規定する施策の充実に取り組むに際しては、外国人の入国及び在留の管理に関する施策と相まって、外国人の不法就労活動（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二十四条第三号の四イに規定する不法就労活動をいう。）を防止し、労働力の不適正な供給が行われないようにすることにより、労働市場を通じた需給調整の機能が適切に発揮されるよう努めなければならない。
- 4 国は、第一項第十五号に規定する施策の充実に取り組むに際しては、何人も職業における労働者の就業環境を害する言動を行ってはならないことに鑑み、当該言動が行われることのない就業環境の形成に関する規範意識の醸成がなされるよう、必要な啓発活動を積極的に行わなければならない。

（地方公共団体の施策）

第五条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、労働に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第六条 事業主は、その雇用する労働者の労働時間の短縮その他の労働条件の改善その他の労働者が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就業することができる環境の整備に努めなければならない。

2 事業主は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者について、当該労働者が行う求職活動に対する援助その他の再就職の援助を行うことにより、その職業の安定を図るよう努めなければならない。

第七条 事業主は、外国人（日本の国籍を有しない者をいい、厚生労働省令で定める者を除く。以下同じ。）が我が国の雇用慣行に関する知識及び求職活動に必要な雇用に関する情報を十分に有していないこと等にかんがみ、その雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう、職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めるとともに、その雇用する外国人が解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他の厚生労働省令で定める理由により離職する場合において、当該外国人が再就職を希望するときは、求人の開拓その他当該外国人の再就職の援助に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（指針）

第八条 厚生労働大臣は、前条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

（募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保）

第九条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第二章 基本方針

（基本方針）

第十条 国は、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な労働に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにすることの意義に関する事項

二 第四条第一項各号に掲げる事項について講ずる施策に関する基本的事項

三 前二号に掲げるもののほか、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにすることに関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を求めるとともに、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 厚生労働大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 厚生労働大臣は、基本方針の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料

の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 7 国は、労働に関する施策をめぐる経済社会情勢の変化を勘案し、基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 8 第三項から第六項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(関係機関への要請)

第十条の二 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、基本方針において定められた施策で、関係行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

(中小企業における取組の推進のための関係者間の連携体制の整備)

第十条の三 国は、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様な就業形態の普及、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保その他の基本方針において定められた施策の実施に関し、中小企業における取組が円滑に進むよう、地方公共団体、中小企業者を構成員とする団体その他の事業主団体、労働者団体その他の関係者により構成される協議会の設置その他のこれらの者の間の連携体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第三章～第九章省略

第十章 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して事業主の講ずべき措置等

(雇用管理上の措置等)

第三十条の二 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業主は、労働者が前項の相談を行つたこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 厚生労働大臣は、前二項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下この条において「指針」という。）を定めるものとする。
- 4 厚生労働大臣は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くものとする。
- 5 厚生労働大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 6 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

(国、事業主及び労働者の責務)

第三十条の三 国は、労働者の就業環境を害する前条第一項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「優越的言動問題」という。）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業主は、優越的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、優越的言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うよう努めなければならない。
- 4 労働者は、優越的言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するよう努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第三十条の四 第三十条の二第一項及び第二項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第三十条の八までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第三十条の五 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

- 2 第三十条の二第二項の規定は、労働者が前項の援助を求めた場合について準用する。

(調停の委任)

第三十条の六 都道府県労働局長は、第三十条の四に規定する紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

- 2 第三十条の二第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第三十条の七 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十九条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十条の六第一項」と、同法第二十条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「労働

施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三十条の四」と読み替えるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第三十条の八 前二条に定めるもののほか、調停の手續に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十一章 国と地方公共団体との連携等

(国と地方公共団体との連携)

第三十一条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策について、相互の連携協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施その他の措置を講ずることにより、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

(要請)

第三十二条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域内において、多数の離職者が発生し、又はそのおそれがあると認めるときその他労働者の職業の安定のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、労働者の職業の安定に関し必要な措置の実施を要請することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請（以下この条において「措置要請」という。）に基づき労働者の職業の安定に関し必要な措置を実施するときはその旨を、当該措置要請に係る措置を実施する必要があると認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該措置要請をした地方公共団体の長に通知しなければならない。

3 厚生労働大臣は、措置要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者その他の厚生労働省令で定める者の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定により意見を求められた者は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十二章 以下省略

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

(準備行為)

第二条 第三条の規定による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下「新労働施策総合推進法」という。）第三十条の二第三項（新労働施策総合推進法第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する指針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新労働施策総合推進法第三十条の二第三項から第五項まで（これらの規定を新労働施策総合推進法第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により行うことができる。

(中小事業主に関する経過措置)

第三条 中小事業主（国、地方公共団体及び行政執行法人以外の事業主であつて、その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）以下であるもの及びその常時使用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）以下であるものをいう。次条第二項において同じ。）については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新労働施策総合推進法第三十条の二第一項（第五条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十七条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第二項において同じ。）中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、新労働施策総合推進法第三十条の四、第三十三条第二項及び第三十六条第一項（これらの規定を新労働施策総合推進法第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「第三十条の二第一項及び第二項」とあるのは「第三十条の二第二項」と、新労働施策総合推進法第三十五条中「並びに第三十条の二第一項及び第二項」とあるのは「及び第三十条の二第二項」とする。

(政令で定める日＝令和元年政令第二一一号で、令和四年三月三十一日)

7 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋）

第34 回国連総会採択・1981 年発効、1985 年批准

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際的平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるものも問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控えかつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他

あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条 締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。
- 第13条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 家族給付についての権利
 - (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
 - (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部以下省略

国の計画

第6次 男女共同参画基本計画

政策領域と個別分野

I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現

- 第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
- 第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第3分野 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備
- 第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援
- 第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
- 第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
- 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

- 第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
- 第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

県の計画

ひょうご男女いきいきプラン 2030（第5次 兵庫県男女共同参画計画）

重点目標と推進項目

重点目標1 共に活躍できる基盤づくり

- 推進項目1 女性が能力を発揮し活躍できる環境の整備
- 推進項目2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり
- 推進項目3 女性や若者に選ばれる兵庫の実現

重点目標2 共に支え合う社会の実現に向けた意識改革

- 推進項目4 アンコンシャス・バイアスの解消と男性の家庭への参画促進
- 推進項目5 地域の多様性を踏まえた男女共同参画意識の醸成
- 推進項目6 次世代を担う若者への教育・啓発

重点目標3 安全・安心な生活環境の整備

- 推進項目7 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進
- 推進項目8 ライフステージに応じた健康対策
- 推進項目9 差別・暴力等がなく安心して暮らせる環境の整備

8 用語説明（50 音順）

【あ行】

●育児休業

子どもを養育する労働者が法律に基づいて取得できる休業のこと。

●育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

平成 4 年（1992 年）に育児休業法（正式名称：育児休業等に関する法律）が施行され、平成 7 年（1995 年）の改正で育児・介護休業法（正式名称：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）となった。育児や家族の介護のために男女労働者が休む制度。子どもの看護休暇や時間外労働及び深夜業の制限、事業主が講ずべき措置などを定めている。平成 22 年（2010 年）の改正では男性の育児参加を促進する内容が、**また、令和 7 年（2025 年）の改正では、介護離職防止のための雇用環境の整備が盛り込まれた。**

●SDGs

Sustainable Development Goals の略語。持続可能な開発目標。平成 27 年 9 月、国連総会において採択され、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されている。開発途上国の貧困、教育、保健等の開発課題に加え、持続可能な開発の 3 本柱とされる経済面、社会面、環境面の課題にすべてに幅広く対応し、調和させるもの。

（参考）プランに関わる各目標の説明



目標1

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



目標3

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



目標4

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



目標5

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



目標 8

すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



目標 10

国内および国家間の格差を是正する



目標 11

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



目標 16

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



目標 17

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

●LGBTQ+

レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイ・セクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（「身体の性」と「心の性」が一致せず、自身の身体に違和感を持つ人）そしてクィア（従来の男女の枠にしばられない人）またはクエスチョニング（自分の性自認や性的指向がまだ定まっていない状態の人）の頭文字を取ったセクシャルマイノリティ（性的少数者）を表す総称で、最後の「+」は、これらに当てはまらない多様な性のあり方を表している。

●エンパワーメント

本来持っている力を引き出し、自らが力をつけることで、個人的な能力、経済的・社会的な意思決定の場での発言力の向上や政策決定への参画など様々な能力を獲得すること。

【か行】

●基礎的・汎用的能力

「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力によって構成される。

- ①「人間関係形成・社会形成能力」は、社会とのかかわりの中で生活し仕事をしていく上で、基礎となる能力。
- ②「自己理解・自己管理能力」は、子供や若者の自信や自己肯定感の低さが指摘される中、「やればできる」と考えて行動できる力。
- ③「課題対応能力」は、グローバル化等を踏まえ、従来の考え方や方法にとらわれずに物事を前に進めていくために必要な力。
- ④「キャリアプランニング能力」は、キャリアを形成していく力。社会人・職業人として生活していくために生涯にわたって必要となる能力。

●キャリア形成

自分で設定したキャリアプランに沿って、必要なスキルを磨いたり、必要な経験を積み上げたりする過程のこと。

●キャリアプランニング能力

「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断して キャリアを形成していく力のこと。

●固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考えのこと。

【さ行】

●女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

平成27年（2015 年）成立。働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等※）に義務付けられた。令和8年（2026年）の改正では、義務対象の拡大や情報の公表項目が追加され、さらに推進が強化された。

●性的マイノリティ

性的少数者のこと。恋愛・性愛の対象が同性や男女両方に向かう人や、「身体の性」と「心の性」が一致せず、自身の身体に違和感を持つ人などをいう。

●セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する労働者の対応により、労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は、性的な言動により労働者の就業環境が害されること」とされている。

【た行】

●男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。平成11年（1999年）に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義している。

●男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにした法律で平成11年（1999年）に施行された。本文には、人権尊重、社会制度や慣行が男女に中立的であるような配慮、国や自治体の政策立案・決定への男女の共同参画、家庭生活の共同役割と他の活動との両立をうたい、これらの理念にのっとり国、地方自治体、国民の責務を定めている。

●男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

昭和60年（1985年）に制定。採用や昇進、職種の変更等で、男女で異なる取り扱いを禁止した。平成19年（2007年）の改正では、性別を理由とする差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、男女へのセクシュアル・ハラスメント対策の事業主への義務付け、母性健康管理措置、ポジティブ・アクションの促進等が定められている。平成29年（2017年）の改正では、上司・同僚からの職場における妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策の措置が義務付けられた。

●DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人など親密な関係の中で、多くの場合男性から女性に対して加える暴力のことをいう。殴る蹴るといった身体的なものだけでなく、精神的・性的・経済的・社会的暴力などのすべての暴力を含む。これらが一つあるいは重なり合って被害者を支配する。

●デートDV

結婚していないカップル間で起こるDVのこと。

【は行】

●配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

平成13年（2001年）施行。配偶者からの暴力を「暴力」と認め、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害と規定して、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的とした法律。保護命令制度の規定、配偶者暴力相談支援センターの位置づけ等、被害者支援のためのしくみを規定している。なお、「配偶者からの暴力」は、性別を問わないとともに、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」や、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）も引き続き暴力を受ける場合を含む。平成25年（2013年）の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者も含まれることになった。また、令和6年（2024年）の改正では、保護命令の対象が拡大（精神的暴力やSNS等への対応）し、接近禁止命令の期間伸長や違反への厳罰化が実施された。

●パープルリボンキャンペーン

国際的な女性に対する暴力根絶運動のためのリボン。紫（パープル）のリボンをつけることで、家庭や地域などから暴力をなくし、被害者の安全を守りたいという意思表示になる。

●パワーハラスメント

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

●フレイル

フレイルとは、健常から要介護へ移行する中間の段階と言われており、加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指す。

【ま行】

●マタニティ・ハラスメント

職場において、妊娠や出産者に対して行われるいやがらせを表す言葉。

【ら行】

●ライフプランニング

生涯の生活設計のこと。「将来、こうなりたい」、「こういうことをしたい」というような、個人個人がもつ将来の夢や希望の計画。

●リモートワーク

会社のオフィスに出社せず、自宅などの離れた場所で仕事をする働き方のこと。

●6次産業化

農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物をはじめとする農山漁村の多様な「資源」を活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。

●ロールモデル

スキルや具体的な行動を学んだり模倣したりする対象となる人材のこと。

【わ行】

●ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発等、様々な活動についても自ら希望するバランスで展開できる状態であること。